

# 川島町次世代育成支援行動計画

## 後期計画

### 子どもの未来を 地域で支えるまちづくり

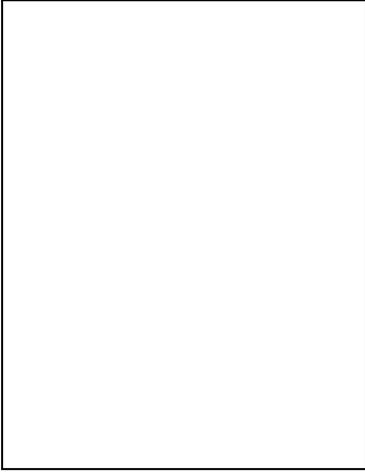
素案

平成 22 年 2 月

川 島 町



はじめに





# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨 .....	1
1. 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の期間 .....	2

## 第2章 川島町次世代育成支援の現状と課題

第1節 少子化等の現状 .....	5
1. 少子化の動向 .....	5
2. 子育て家庭の状況 .....	14
第2節 子育て支援サービスの状況 .....	16
1. 認可保育園 .....	16
2. 幼稚園 .....	17
3. 学童保育 .....	18
4. 地域子育て支援拠点事業 .....	18
第3節 ニーズ調査結果からみた子育て状況 .....	19
1. 子育ての状況 .....	19
2. 平日保育サービス .....	26
3. 土曜日、日曜日、祝日の保育サービスについて .....	26
4. 学童保育 .....	26
5. 一時預かり .....	27
6. 病児・病後児保育 .....	27
7. 子育て支援拠点事業 .....	27
第4節 前期計画事業の実施状況エラー! ブックマークが定義されていません。	

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念 .....	43
第2節 基本的な視点 .....	44
第3節 基本目標 .....	45
1. 基本目標 .....	45
2. 施策体系図 .....	47

## 第4章 個別施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援 .....	49
(1) 地域における子育て支援サービスの充実 .....	49
(2) 保育サービスの充実 .....	52
(3) 子育て支援のネットワークづくり .....	52
(4) 児童の健全育成 .....	52
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....	53

(6) 児童虐待防止対策の充実 .....	54
(7) 母子・父子家庭等の自立支援の推進 .....	54
(8) 障害児施策の充実 .....	55
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進 .....	56
(1) 子どもや母親の健康の確保 .....	56
(2) 「食育」の推進 .....	57
(3) 思春期保健対策の充実 .....	57
(4) 小児医療の充実 .....	58
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	59
(1) 次代の親の育成 .....	59
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 .....	59
(3) 家庭と地域の教育力の向上 .....	61
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	61
基本目標4 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備 .....	62
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 .....	62
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 .....	63
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進 .....	63
(4) 良質な住宅及び居住環境の確保 .....	63
(5) 安全な道路交通環境の整備 .....	64
(6) 安心して外出できる環境の整備 .....	64
(7) 安全・安心まちづくりの推進 .....	64
<b>第5章 特定事業の目標設定</b>	
第1節 特定事業のニーズ量 .....	65
第1節 特定事業の目標事業量 .....	68
1. 通常保育事業 .....	68
2. 延長保育事業 .....	68
3. 夜間保育事業 .....	69
4. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業） .....	69
5. 休日保育事業 .....	70
6. 病児・病後児保育事業 .....	70
7. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） .....	71
8. 一時預かり事業 .....	71
9. 地域子育て支援拠点事業 .....	72
10. ファミリー・サポート・センター事業 .....	72
11. ショートステイ事業 .....	73
<b>第6章 次世代育成支援対策の推進体制</b>	
1. 取組方針 .....	75
2. 庁内推進体制 .....	75

3. 地域推進協議会の設置 .....	75
4. 計画の進捗管理と点検・評価 .....	76



# 第 1 章

## 計画策定にあたって



## 第1節 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景・趣旨

我が国は、深刻な少子化・高齢化時代に突入し、こうした人口構造の変化は健全で活力のある社会経済を維持していくうえで、様々な支障をもたらすことが懸念されています。

平成2年の「1.57ショック」を契機に我が国では少子化が「問題」とされ、平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年の「新エンゼルプラン」、平成14年の「少子化対策プラスワン」など様々な少子化に関する対策が国を挙げて取り組まれてきました。

この中で、平成15年7月には「次世代育成支援対策法」が成立し、次代を担う子どもを育成する家庭の支援及び子どもが健全に育つための環境整備のために、国・地方自治体・事業主それぞれが計画を策定し推進してきました。

川島町においても、平成17年3月に「川島町次世代育成支援行動計画前期計画」を策定し、現在すべての子ども及び子育て家庭への様々な支援策を行っております。

こうした取り組みが全国的に行われている中、依然として少子化の流れは変わらず、ひとりの女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる合計特殊出生率は、平成17年には1.26まで落ち込み、その後は増加傾向にあるものの、長期的に人口を維持できる水準2.07より大幅に下回っています。

予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、国の少子化社会対策会議において、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にする」観点からの施策の拡充という2点を重視した、「新しい少子化対策について」が決定されました。

さらに、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大」や「今後の人口構造の変化を踏まえた重点課題」が重点戦略策定における視点とされており、就労と出産・子育ての二者択一状況を解消し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を車の両輪として進めていくことが必要なこととされています。

このような状況を受け、川島町においては、次世代を担う子どもたちの育成と子育て支援を、より一層充実させ、計画的な取り組みを推進するために「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、川島町におけるすべての子どもと家庭を対象に、子どもの家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示すものです。

なお、この法律は平成26年度までの10年間の時限立法で、市町村行動計画はこの期間において集中的・計画的な取り組みを推進するためのものとなっています。

また、川島町では「新・川島町総合振興計画」をはじめ、既存計画と次世代育成支援行動計画との整合性を図ることが重要となっています。

## 3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間の前期、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期とする2期10年間の計画期間とし、後期計画については前期計画に係る必要な検証を行ったうえで見直します。

前期行動計画					後期行動計画				
平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度



見直し

図 次世代育成支援対策行動計画

## 第2章

### 川島町次世代育成支援の現状と課題



# 第 1 節 少子化等の現状

## 1. 少子化の動向

### (1) 人口の推移

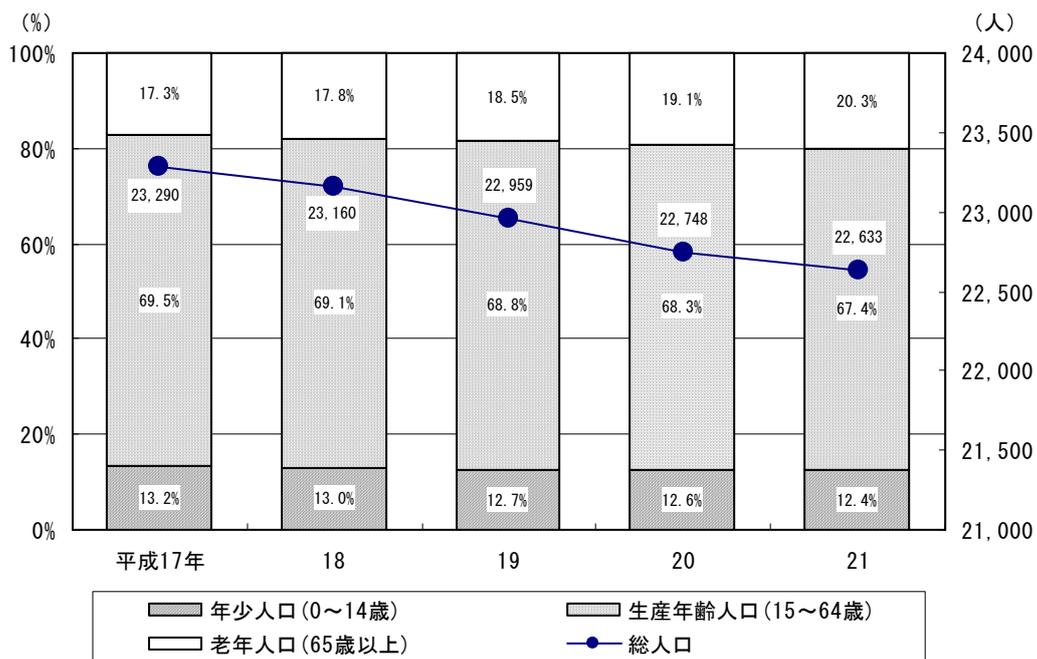
#### ① 総人口及び年齢 3 区分別人口の推移

住民基本台帳によると、川島町における総人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけてほぼ一定に減少しており、ここ 4 年間では 657 人の減少となっています。

また、年齢 3 区分別人口構成では、年少人口が 0.8%の減少、生産年齢人口が 2.1%の減少、老年人口は 3.0%の増加となっています。

年少人口が減少する中、老年人口は増加しており、川島町においても確実に少子高齢化が進んでいることが伺えます。

#### ■ 総人口及び年齢 3 区分別人口（川島町）



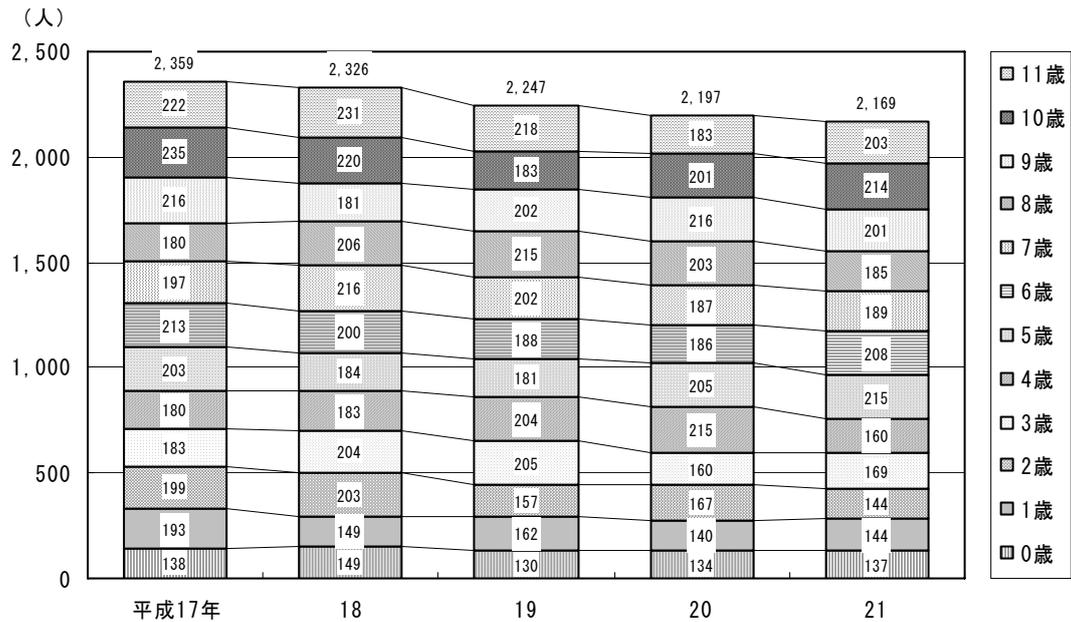
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

## ② 児童人口（0～11歳）の推移

川島町の就学前から小学校にかけての児童人口（0～11歳）は、平成17年から平成21年にかけて減少傾向となっており、ここ4年間では、190人の減少となっています。

また、年齢別の児童人口では、平成17年から平成21年までの0歳児の数が特に少なく、現状のままでは少子化は今後一層進行することが予想されます。

### ■ 児童人口の推移（川島町）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 出生の推移

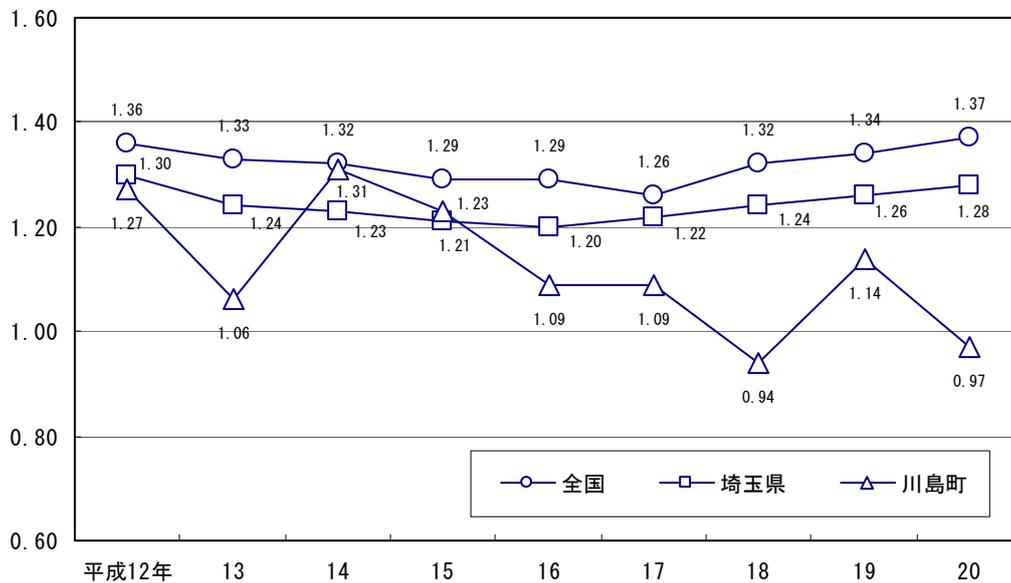
### ① 合計特殊出生率の推移

川島町における合計特殊出生率<sup>1</sup>は、平成12年から平成18年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成18年には0.94まで低下しました。平成19年には1.14と一旦増加したものの再び減少し、平成20年には0.97となっています。

全国及び埼玉県と比較しても低く、依然として人口置換水準<sup>2</sup>を大きく下回る状況が続いています。

#### ■ 合計特殊出生率の推移

(合計特殊出生率)



資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

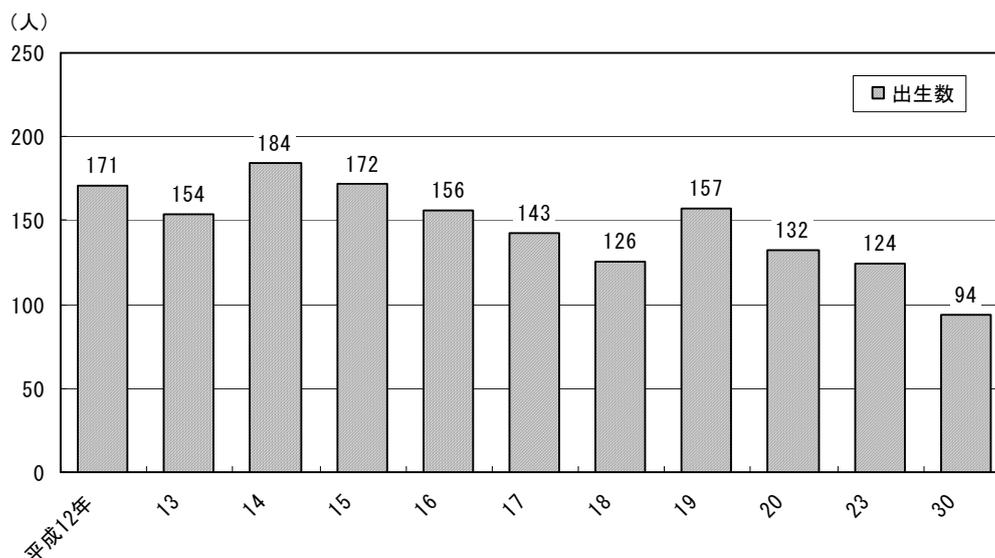
- 1 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
- 2 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」という。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07～2.08であるが、男女の出生性比等の違いによって変動する。

## ② 出生数の推移

川島町における出生数は、平成 14 年から平成 18 年にかけて減少傾向となっていました。平成 19 年には 157 人と増加を示しています。

しかしながら、平成 20 年には再び減少し 132 人となっており、人口推計による出生数においても、近年における出生率の低下や生産年齢人口の減少等の影響により今後も減少し続け、平成 30 年には 94 人になると予測されます。

### ■ 出生数の推移（川島町）



資料：平成 12 年から平成 19 年は埼玉県人口動態（各年 12 月末現在、埼玉県保健医療部保健医療政策課）。平成 23 年、30 年については推計値（各年 4 月 1 日 0 歳人口）。

### (3) 婚姻の動向

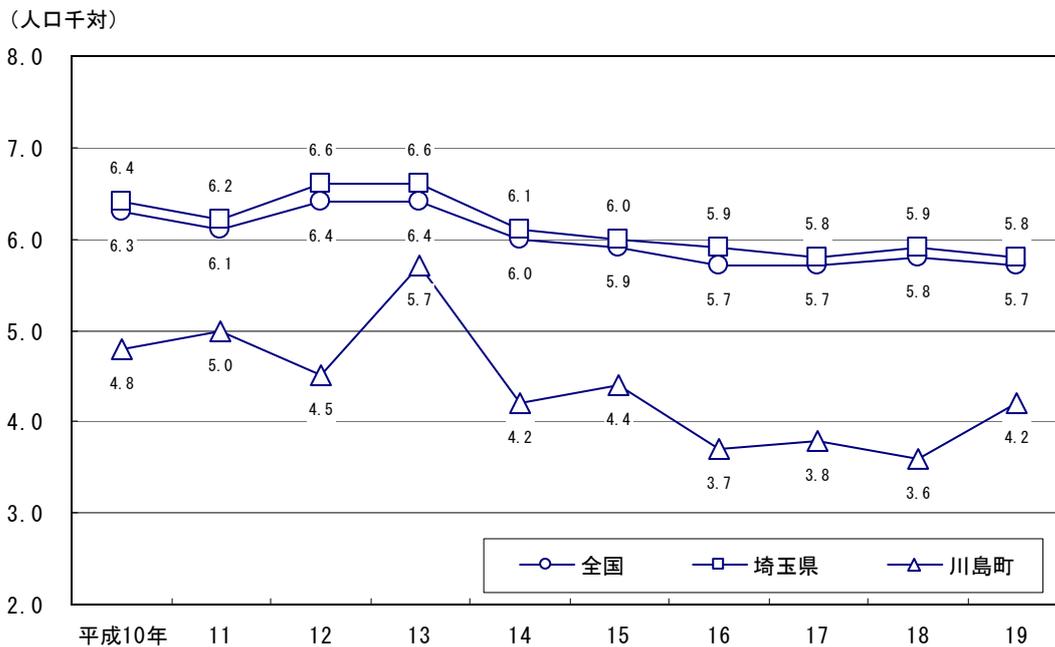
厚生労働省「人口動態統計」によると、日本では生まれた子どものうちの大多数が嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合はわずかにすぎません。したがって、我が国では子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であることから、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このため、未婚化・晩婚化は少子化の最も高い要因の一つとして指摘されています。

#### ① 婚姻率の推移

川島町における婚姻率（人口千対）の推移では、平成10年から平成18年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成18年には3.6まで低下しました。

平成19年には4.2と若干の増加傾向を示していますが、1970年代前半（昭和45年から昭和49年）の第2次ベビーブーム期の婚姻率は概ね10.0以上あったことから、近年では川島町だけでなく、全国・全体的に半分以下まで落ち込み、未婚化が進行していることが伺えます。

#### ■ 婚姻率（人口千対）の推移



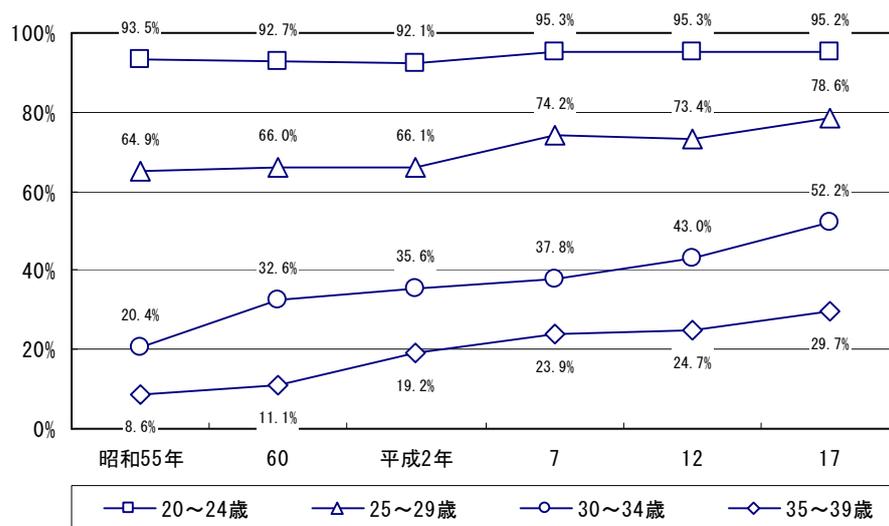
資料：埼玉県東松山保健所。人口千対=(年間婚姻数/町人口【10月1日現在】)×1,000

## ② 未婚率の比較

川島町における未婚率を男女別にみると、昭和55年から平成17年にかけて男性・女性ともに25～39歳で増加傾向となっています。このうち、30～34歳の男性、25～29歳の女性については、昭和55年から平成17年にかけて30%以上の増加を示しています。

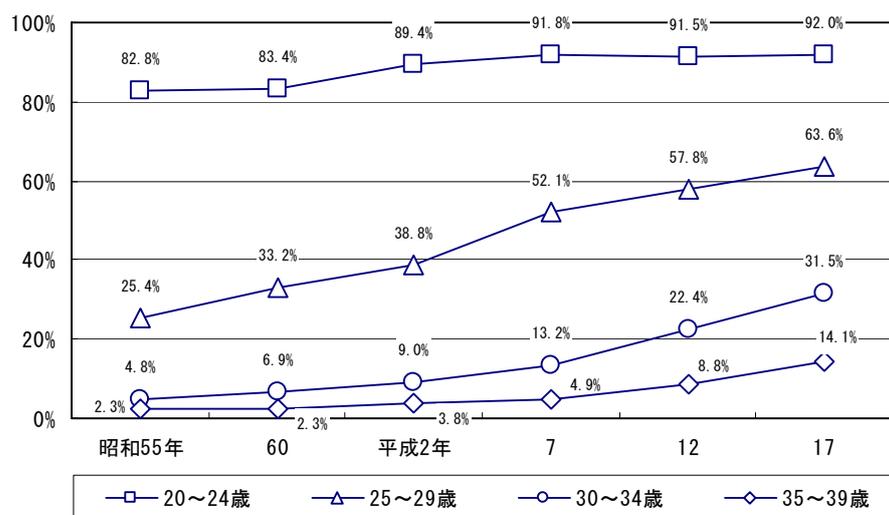
川島町においても、近年では、未婚化・晩婚化が急速に進行していることがわかります。

### ■ 未婚率（男性）の比較（川島町）



資料：国勢調査

### ■ 未婚率（女性）の比較（川島町）

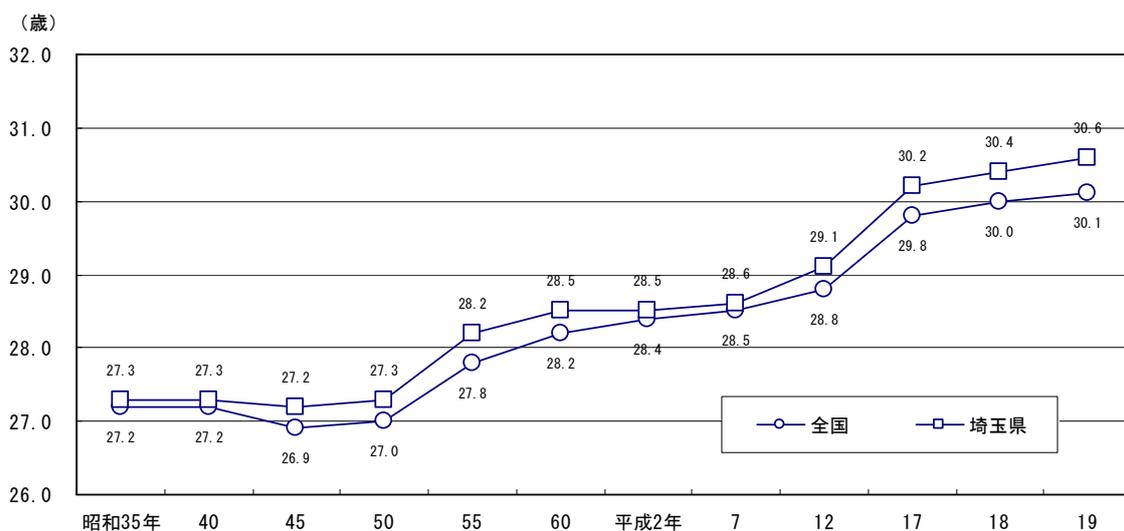


資料：国勢調査

### ③ 平均初婚年齢

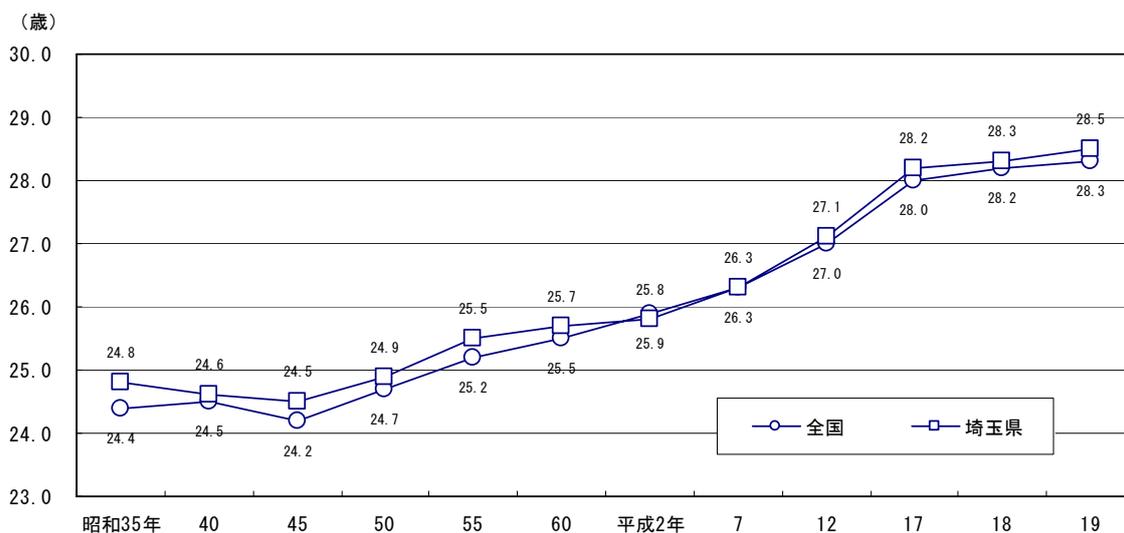
全国と埼玉県の平均初婚年齢の推移は、昭和35年から昭和45年にかけて夫、妻とも25歳前後であったものが、平成19年では夫が30歳、妻が28歳と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行していることがわかります。

#### ■ 平均初婚年齢（夫）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況

#### ■ 平均初婚年齢（妻）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況

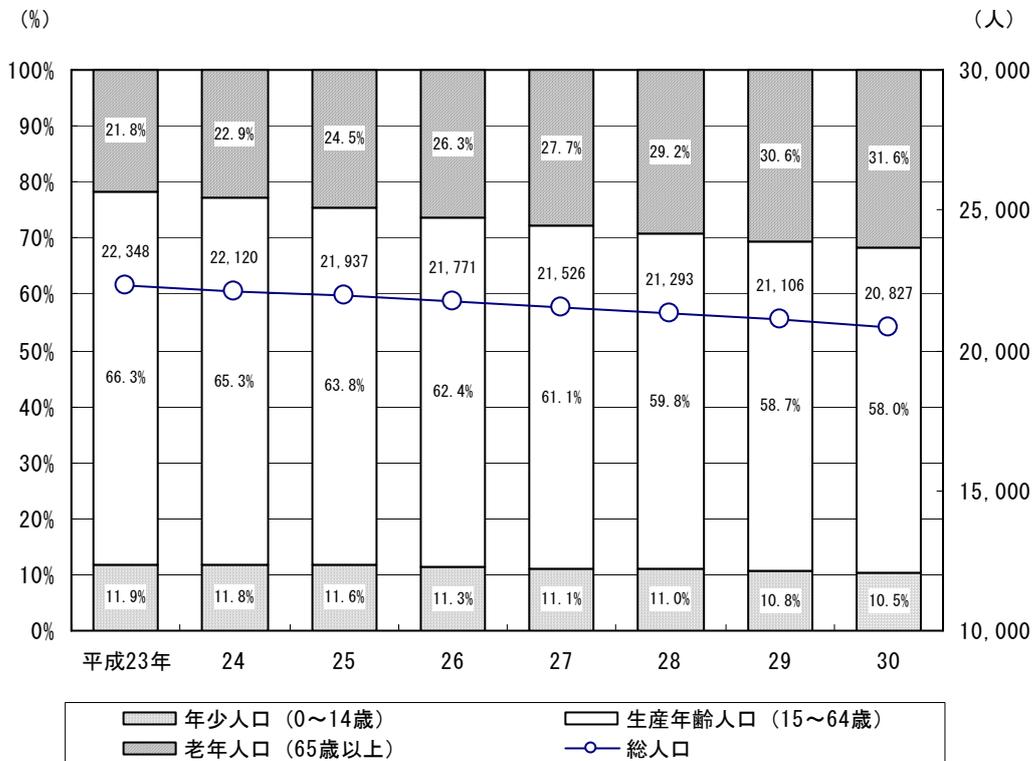
#### (4) 総人口・年少人口の将来予測

##### ① 総人口・人口構成の推計

川島町の人口推計<sup>1</sup>によると、総人口は平成 23 年から平成 30 年にかけて 1,521 人減少することが予測されています。年齢 3 区分の人口構成では、年少人口が 1.4%の減少、生産年齢人口が 8.3%の減少、老年人口では 9.8%の増加が見込まれています。

今後、川島町においては、少子化の影響による年少人口の減少、それに伴う生産年齢人口の減少、さらに高齢化率の上昇が今後加速することで人口構造の変化が生じ、経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

#### ■ 人口推計（総人口・年齢 3 区分）（川島町）



資料：健康福祉課（各年 4 月 1 日現在）

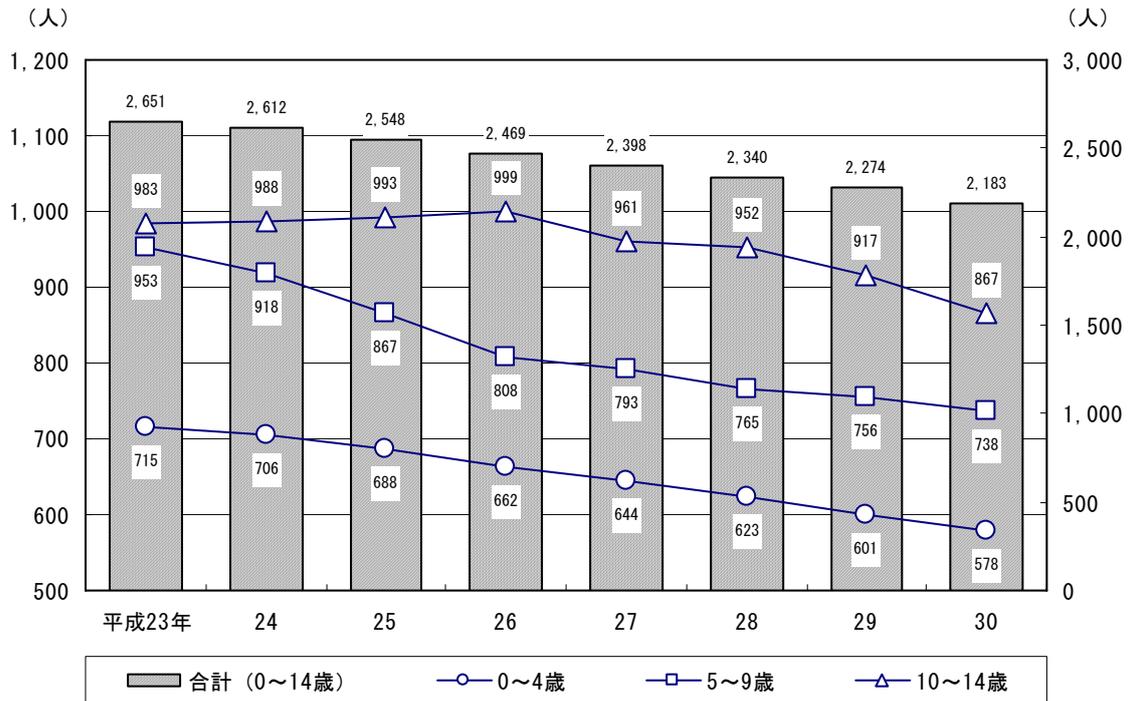
1 人口推計はコーホート変化率法による。コーホート変化率法とは、ある時期の年齢階層 1 歳ごとの変化率を算出し、その変化率が将来にわたって継続するものと仮定する推計方法。0 歳児の出現数は、婦人子ども比により算出される。

## ② 年少人口（0～14歳）の推計

人口推計によると、川島町の年少人口（0～14歳）は、平成23年から平成30年にかけて合計で468人減少することが**予測**されています。

年齢階級別にみると、すべての年齢階級で減少傾向を示しており、このうち5～9歳の減少が最も多く215人の減少が見込まれています。

### ■ 人口推計（年少人口0～14歳）（川島町）



資料：健康福祉課（各年年度末人口）

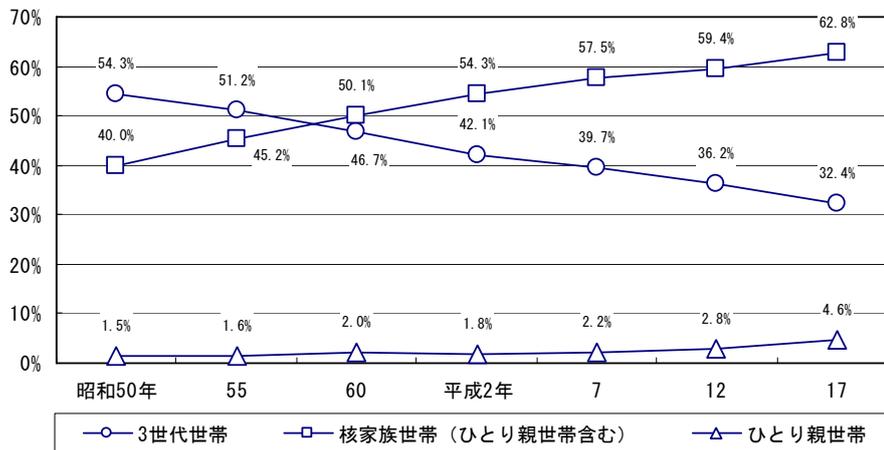
## 2. 子育て家庭の状況

### (1) 18歳未満の児童がいる世帯の動向

川島町における18歳未満の児童がいる世帯のうち核家族世帯（ひとり親世帯を含む）の割合は、昭和55年から平成17年にかけて増加傾向となっており、平成17年には62.8%となっています。一方、3世代世帯の割合は減少傾向となっており、昭和55年に54.3%であったものが、平成17年には32.4%と大幅な減少となっています。また、ひとり親世帯については増加傾向となっており、平成17年には4.6%となっています。

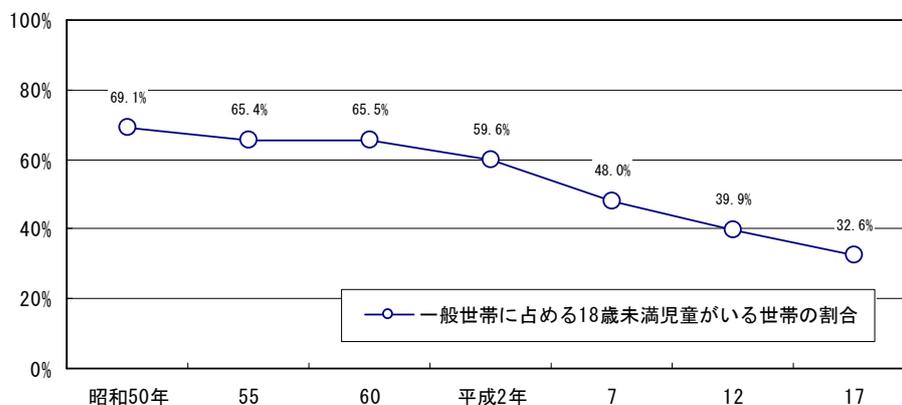
さらに、一般世帯<sup>1</sup>のうち18歳未満児童がいる世帯の割合は、昭和55年には69.1%であったものが、平成17年には32.6%となっており、核家族化の進行及び18歳未満の子どもがいる世帯が減少していることがわかります。

#### ■ 18歳未満の児童がいる世帯の推移（川島町）



資料：国勢調査

#### ■ 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の推移（川島町）



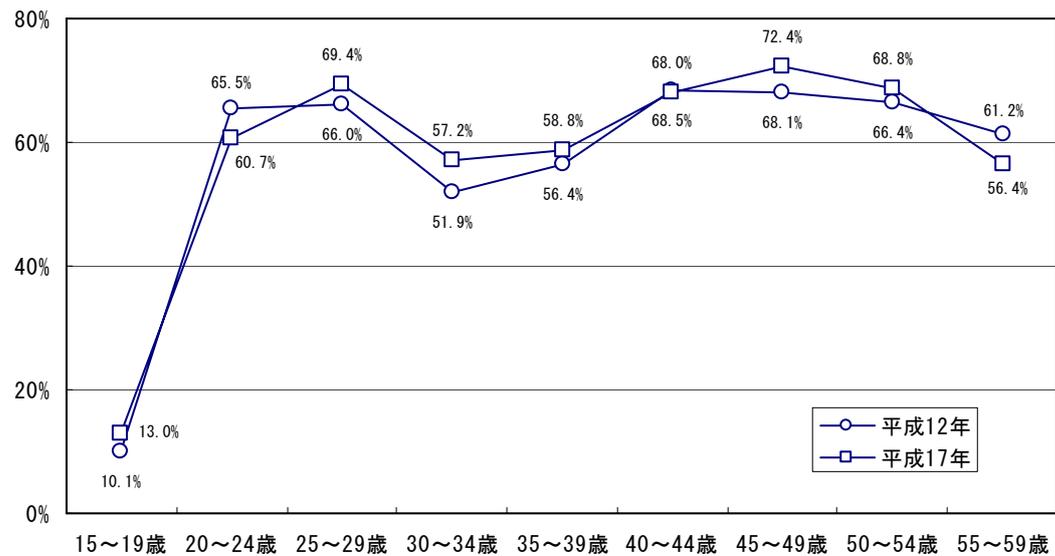
資料：国勢調査

<sup>1</sup> 総世帯数から学生寮の入居者や病院に入院している者等を除いた世帯

## (2) 女性の就労状況

川島町における女性の就業率を年齢別にみると、20歳代半ばと50歳代前後という2つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産・育児を機に一旦離職し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。

### ■ 女性の就業率の推移（川島町）



資料：国勢調査

## 第2節 子育て支援サービスの状況

### 1. 認可保育園

町内には現在2園の認可保育園があり、いずれも公立保育園となっています。平成21年4月1日現在の合計入園児童数は179人となっており、平成17年から平成21年にかけて41人の減少となっています。

保育サービスとしては通常保育のほか、1園で一時保育を実施しています。

#### ■ 認可保育園の概要

名 称	公立・私立	対象年齢	定員	保育時間	一時保育
けやき保育園	公立	0～5歳	110	7:30～18:30	—
さくら保育園	公立	0～5歳	123	7:30～18:30	○

資料：健康福祉課（平成21年4月1日現在）

#### ■ 認可保育園の児童数の推移

名 称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
けやき保育園	102	95	75	79	88
さくら保育園	118	116	103	94	91
合 計	220	211	178	173	179

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

#### ■ 年齢別保育児童数の推移

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
平成17年	9	26	42	57	41	45	220
平成18年	8	28	39	48	44	44	211
平成19年	3	23	30	43	40	39	178
平成20年	7	21	34	34	39	38	173
平成21年	7	23	28	47	35	39	179

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

## 2. 幼稚園

町内には現在 2 園の幼稚園があり、公立 1 園、私立 1 園となっています。  
平成 21 年 5 月 1 日現在の合計入園児童数は 311 人となっており、平成 17  
年から平成 21 年にかけて 40 人の増加となっています。

私立幼稚園では、通常の就園時間の他、預かり保育も実施しています。

### ■ 幼稚園の概要

名 称	公立・私立	定員	保育学年	預かり保育
川島幼稚園	公立	210	4・5 歳児	—
とねがわ幼稚園	私立	280	3・4・5 歳児	○
合 計		490		

資料：教育委員会（平成 21 年 5 月 1 日現在）

### ■ 幼稚園の入園児童数

名 称	入園児童数	入園児童数内訳		
		3 歳	4 歳	5 歳
川島幼稚園	144	—	53	91
とねがわ幼稚園	167	34	66	67
合 計	311	34	119	158

資料：教育委員会（平成 21 年 5 月 1 日現在）

### ■ 幼稚園の入園児童数の推移

名 称	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
川島幼稚園	196	191	170	171	144
とねがわ幼稚園	75	98	145	188	167
合 計	271	289	315	359	311

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

### 3. 学童保育

町内には、現在 2 か所の学童保育が設置されています。平成 21 年 4 月 1 日現在の合計利用者数は 97 人となっており、平成 17 年から平成 21 年にかけて利用者数は 8 人の減少となっています。

#### ■ 学童保育の概要

名 称	小学校区	定 員	総指導員数
かっぱくらぶ	中山小学校	70	1
どりいむくらぶ	伊草小学校	60	2

資料：健康福祉課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

#### ■ 学童保育の利用状況

名 称	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計
かっぱくらぶ	9	14	7	9	0	5	44
どりいむくらぶ	20	13	9	8	3	0	53

資料：健康福祉課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

#### ■ 学童保育の利用者数の推移

名 称	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
かっぱくらぶ	69	55	42	45	44
どりいむくらぶ	36	36	35	47	53
合 計	105	91	77	92	97

資料：健康福祉課（各年 4 月 1 日現在）

### 4. 地域子育て支援拠点事業

町内には、現在 1 か所の地域子育て支援センターが設置されています。地域子育て支援センターは「町立さくら保育園」に併設しており、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て相談や子育て指導などをはじめ、親子教室などのイベントの開催や子育てサークルの支援活動を行っています。

#### ■ 地域子育て支援センターの利用者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数	772	1,776	1,706	1,875	1,856

資料：健康福祉課（各年度末現在）

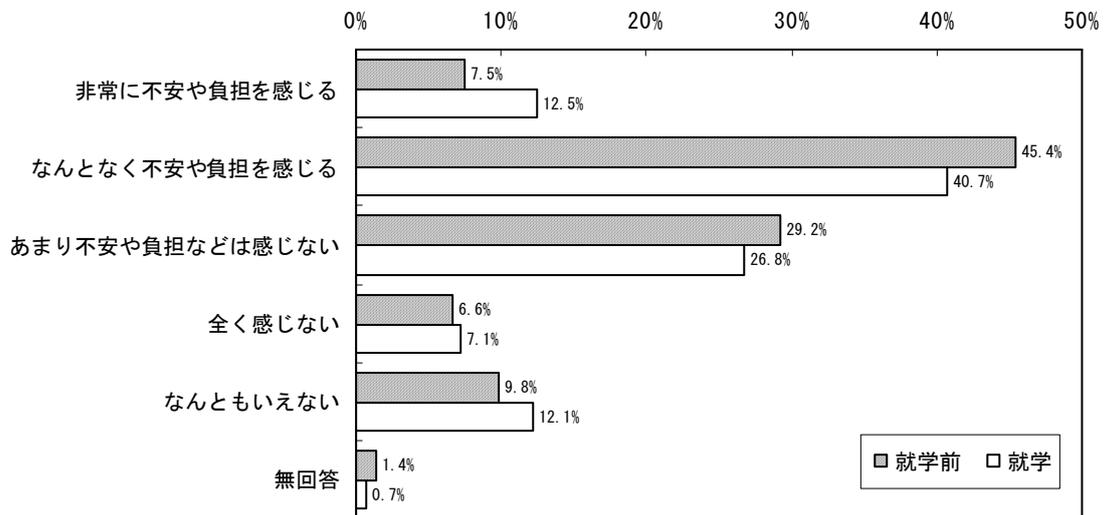
## 第3節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

### 1. 子育ての状況

#### ① 子育てへの不安感や負担感について

子育てに対して不安感や負担感を感じるかの質問について、「なんとなく不安や負担を感じる」が就学前児童保護者では 45.4%、就学児童保護者では 40.7%といずれの保護者ともに最も多くなっています。また、「非常に不安や負担を感じる」との回答もあり、子育てに対する不安感や負担感を感じている保護者は少なくありません。

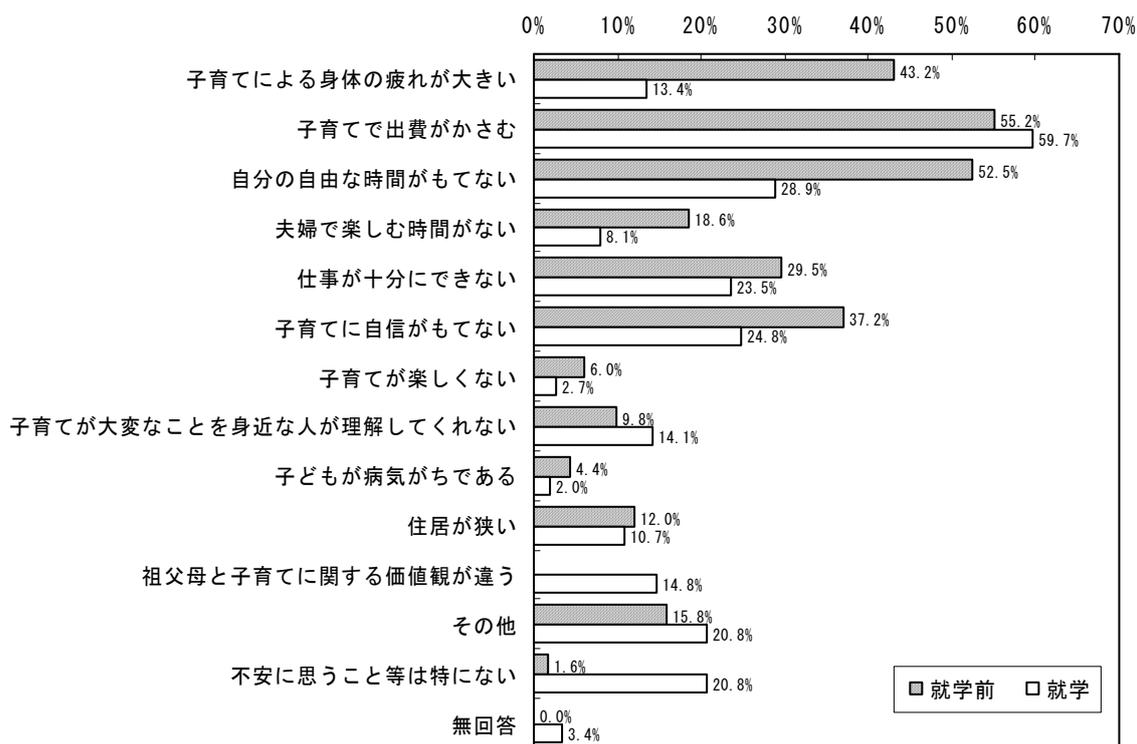
#### ■ 子育てへの不安感や負担感



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3(就学前回答者数 346、就学回答者数 280)

また、子育てに対して不安や負担に感じる理由については、「子育てで出費がかさむ」が就学前児童保護者では 55.2%、就学児童保護者では 59.7%といずれの保護者ともに最も多くなっています。次いで、就学前児童保護者では、「自分の自由な時間がもてない」が 52.5%、「子育てによる身体の疲れが多い」が 43.2%、就学児童保護者では、「自分の自由な時間がもてない」が 28.9%、「子育てに自信がもてない」が 24.8%となっています。

## ■ 不安や負担に感じる理由



※「祖父母と子育てに関する価値観が違う」は就学児童保護者のみの設問。

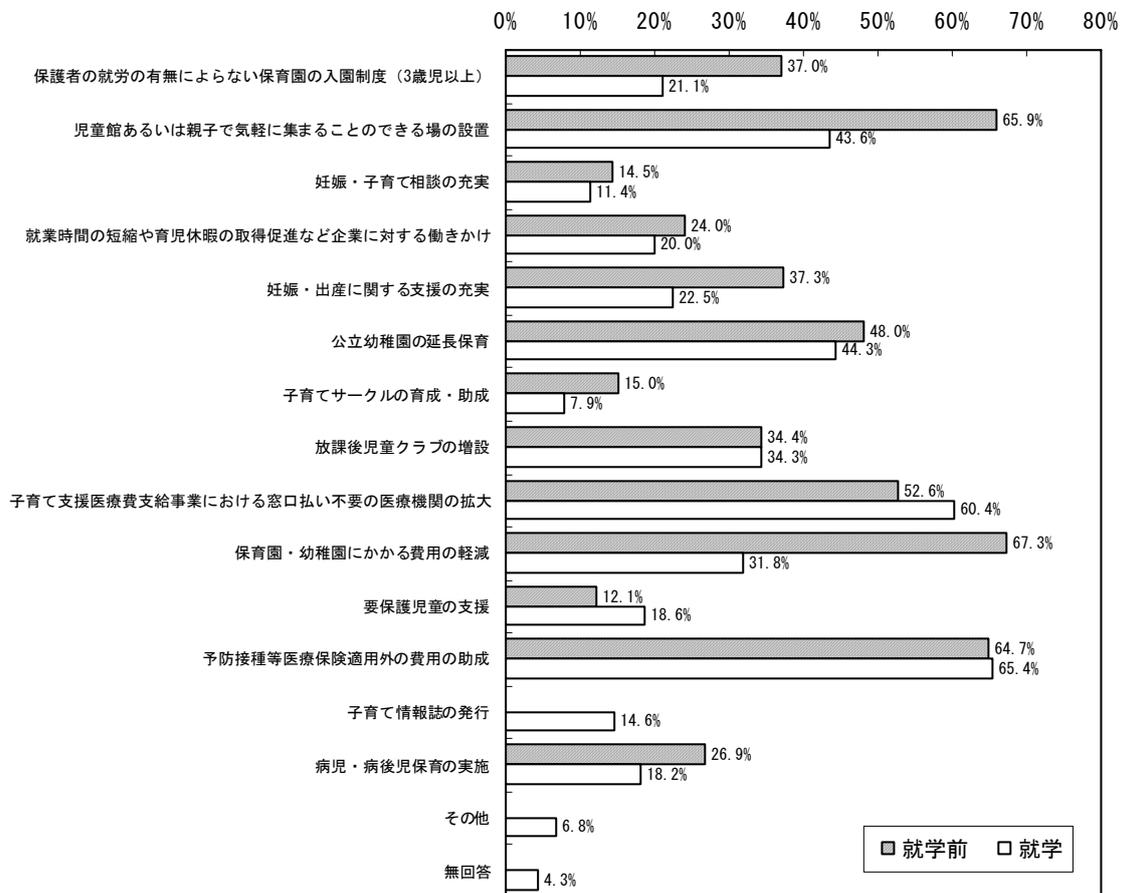
資料：次世代育成支援に関する二一三調査結果報告書 H21.3(就学前回答者数 183、就学回答者数 149)

## ② 川島町の子育て支援において必要な支援・対策

川島町の子育て支援として望まれていることは、就学前児童保護者では「保育園・幼稚園にかかる費用の軽減」が67.3%と最も多く、次いで「児童館あるいは親子で気軽に集まることのできる場の設置」が65.9%、「予防接種等医療保険適用外の費用の助成」が64.7%となっています。

一方、就学児童保護者では「予防接種等医療保険適用外の費用の助成」が65.4%と最も多く、次いで「子育て支援医療費支給事業における窓口払い不要の医療機関の拡大」が60.4%、「公立幼稚園の延長保育」が44.3%となっています。

### ■ 川島町の子育て支援において必要な支援・対策



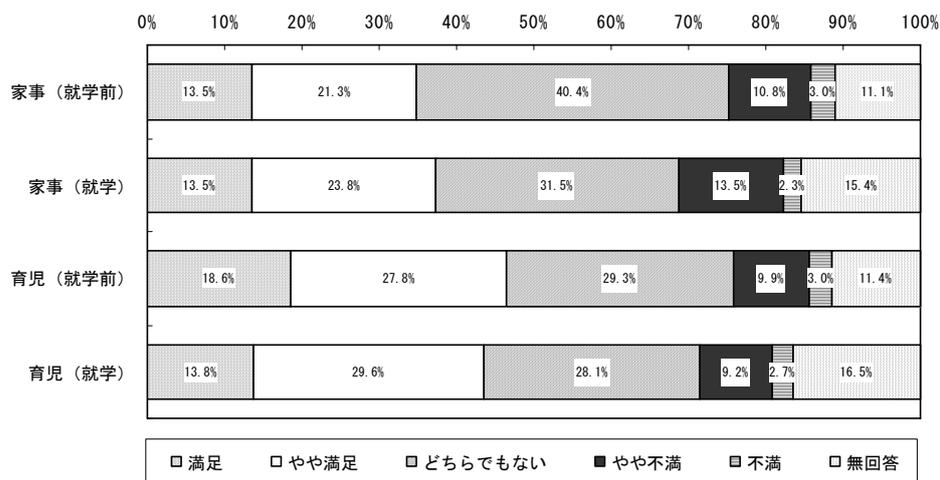
※「子育て情報誌の発行」は就学児童保護者のみの設問。

資料：次世代育成支援に関する二一歳調査結果報告書H21.3(就学前回答者数346、就学回答者数280)

### ③ 家事・育児に対する満足度について

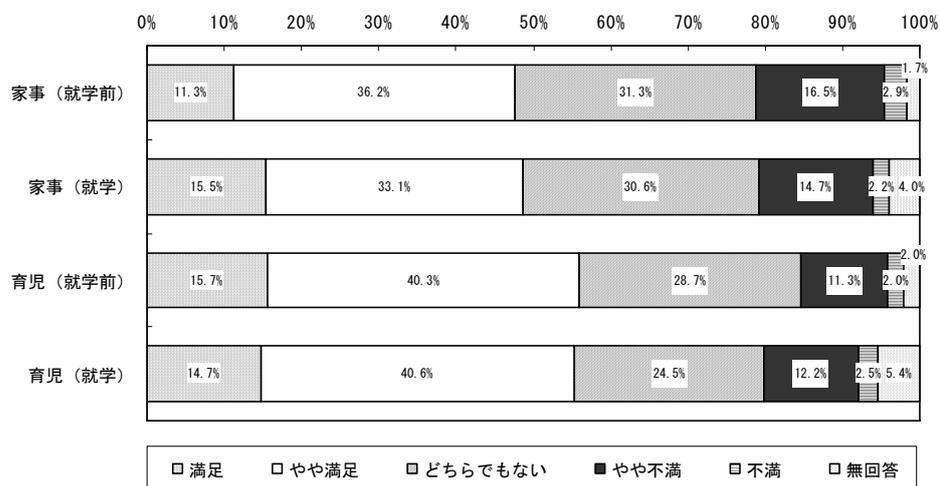
父親自身の家事・育児に対する満足度は、満足とやや満足の合計値が就学前児童保護者、就学児童保護者ともに家事より育児のほうが高くなっています。母親自身の満足度にも同様の傾向がみられ、父親・母親ともに自分自身の育児参加に対する評価が高い結果となっています。

#### ■ 家事・育児に対する満足度（父親自身）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書H21.3(就学前回答者数 334、就学回答者数 260)

#### ■ 家事・育児に対する満足度（母親自身）



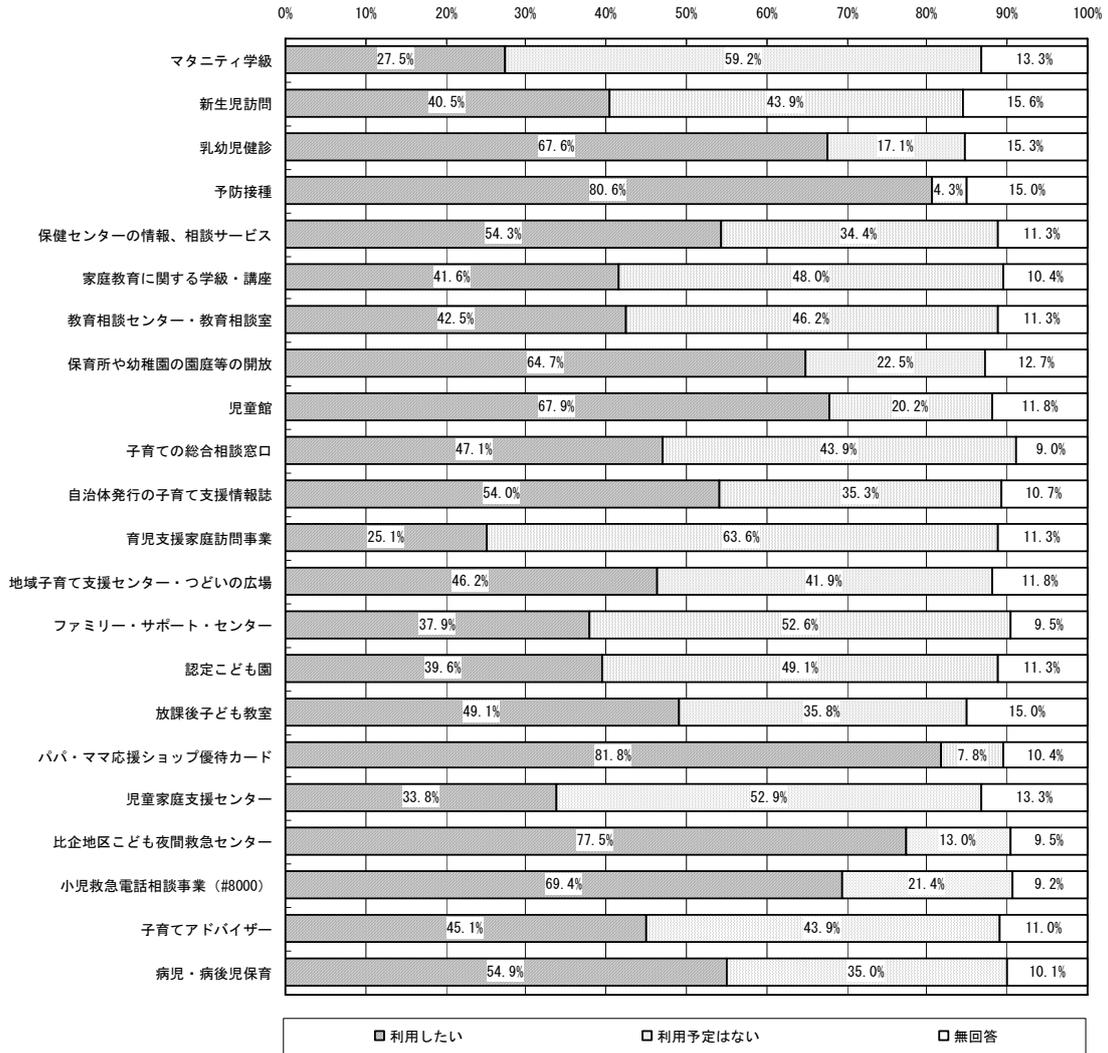
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書H21.3(就学前回答者数 345、就学回答者数 278)

#### ④ 子育て支援サービスの利用希望について

子育て支援サービスの利用希望については、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が81.8%、「予防接種」が80.6%、「比企地区こども夜間救急センター」が77.5%と多くなっています。

「乳幼児健診」、「保育所や幼稚園の園庭の開放」、「児童館」、「小児救急電話相談事業（#8000）」についても6割を超え比較的多くなっています。

#### ■ 子育て支援サービスの利用希望（就学前児童保護者）



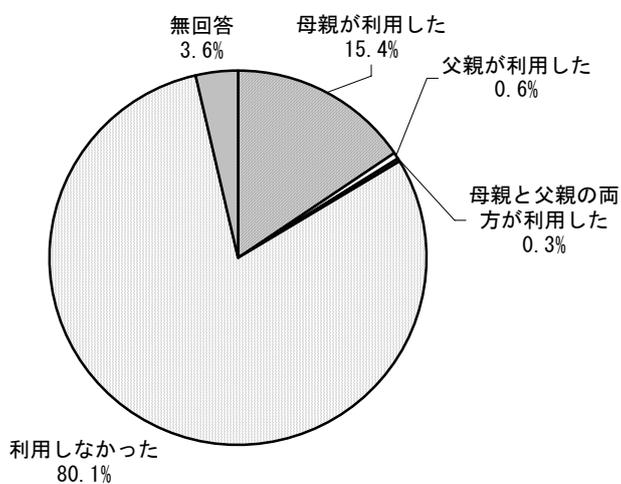
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 346）

### ⑤ 育児休業制度の取得状況について

育児休業制度の取得状況については、「母親が利用した」が 15.4%、「父親が利用した」が 0.6%、「母親と父親の両方が利用した」が 0.3%と、合計で 16.3%となっています。

次世代育成支援行動計画では、子育ては男女が協力して行うべきものとされていることから、「子育てしながら働きやすい職場環境づくり」や「意識改革を含めた男性の働き方の見直し」に対する具体的な取組みを進めることが重要な鍵となります。

#### ■ 育児休業制度の取得状況（就学前児童保護者）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 346）

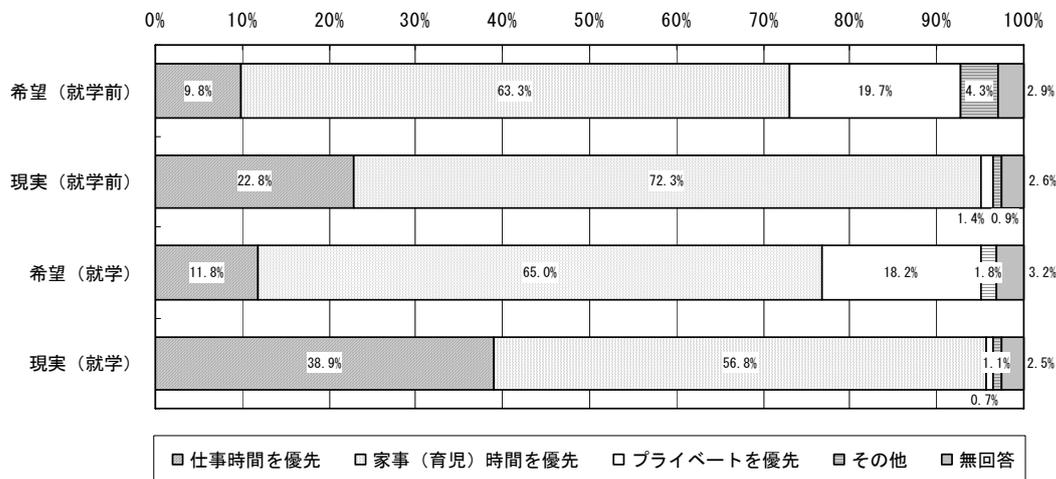
◎ 「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度について

「仕事時間」、「家事（育児）時間」、「プライベートの時間」の優先度についての希望と現実の回答では、いずれの保護者ともに「仕事時間」では現実が希望を大きく上回っています。

一方、「家事（育児）時間」については、就学前児童保護者では「仕事時間」と同様に現実が希望を上回っていますが、就学児童保護者ではその逆となっており、仕事時間に占める割合も大きいことから、仕事により家事・育児の時間が思うように取れない現実が伺えます。

また、「プライベート時間」については、いずれの保護者ともに希望と現実の差が大きく開く結果となっています。

■ 「仕事時間」と「家事・育児、プライベート時間」の優先度



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3(就学前回答者数 346、就学回答者数 280)

## 2. 平日保育サービス

ニーズ調査によると、現在保育サービスを利用している人の割合は 37.0% となっています。このうち「幼稚園（通常の就園時間）」の利用割合が 47.7% と最も多く、次いで「認可保育所」が 35.2%、幼稚園の預かり保育が 12.5% となっています。

保育サービスを利用している理由では、「就労しているため」が 52.3% と最も多く、「子どもの教育のため」が 34.4% と 2 番目に多くなっています。

一方、保育サービスを利用していない人の理由では、「母親か父親が就労していないなどの理由で必要がない」が 59.4% と最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が 11.3%、「子どもがまだ小さいため」が 10.8% となっています。「子どもがまだ小さいため」を回答したした人のうち、子どもを預けようと思う年齢は「3 歳」が 34.8% と最も多くなっています。

現在は利用していないものであれば利用したい、あるいは利用日数や回数 が足りていないと思う保育サービスについては、「幼稚園（通常の就園時間）」が 27.2% と最も多く、「一時預かり」が 22.5%、「幼稚園の預かり保育」が 22.3%、「認可保育所」が 21.4%、「病時・病後児保育」が 14.5% と続いています。

## 3. 土曜日、日曜日、祝日の保育サービスについて

ニーズ調査によると、土日や祝日の保育サービスの利用希望では、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日では 8.4%、日曜日・祝日では 2.6% となっており、「月に 1~2 回は利用したい」が土曜日では 24.3%、日曜日・祝日では 15.0% となっています。

## 4. 学童保育

ニーズ調査によると、現在、学童保育を利用している人の割合は 6.4% となっています。利用している理由では「現在就労している」が 100.0%、利用していない理由では「現在就労していないから」が 30.7% といずれも最も多くなっています。

また、学童保育の「土曜日・日曜日」の利用希望としては 31.6% の割合となっています。

## 5. 一時預かり

ニーズ調査によると、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、子どもを家族以外の誰かに預けたことがある人は 23.7%となっています。子どもを一時的に預けた理由では、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が 61.0%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が 31.7%、「就労」が 28.0%となっています。

一時預かり保育を今は利用していないができれば利用したい、あるいは利用日数・回数を増やしたい人は 35.5%となっています。

## 6. 病児・病後児保育

ニーズ調査によると、子どもが病気やケガで、通常の保育サービスが利用できないことがあった人は 27.5%となっています。その時の対処方法としては、「母親が休んだ」が 57.9%と最も多く、次いで「同居者を含む親族・知人に預けた」が 36.8%、「父親が休んだ」が 15.8%となっています。

## 7. 子育て支援拠点事業

ニーズ調査によると、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、つどいの広場、子育て支援センター等と呼ばれています）を利用したことがある人は 14.2%で、今後の利用希望では 21.1%の人が利用を望んでいます。

## 第3章

# 計画策定の基本的な考え方





## 第1節 基本理念

### 川島町次世代育成支援行動計画 基本理念

子どもの未来を

地域で支えるまちづくり

川島町次世代育成支援行動計画前期計画では目指す方向性、基本的な考え方として「子どもの未来を 地域で支えるまちづくり」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

後期計画においても、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を抱き、健やかに育つように、地域、事業所、行政が一体となって応援していきます。

また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、すべての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、川島町のすべての家庭を地域社会全体で応援していきます。

このことから、一貫性という意味からも、前期計画の基本理念を継承し、

**「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」**

を川島町の後期計画での基本理念とします。

## 第2節 基本的な視点

本計画の策定及び事業の実施にあたっては、5つの視点を基本とします。

### 1. 子どもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。また、男女が協力して子育てを行うことにより、子どもたちが安心して健やかに育つよう支援します。

### 2. 次代の親を育成する視点

子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

### 3. 地域全体で子どもと家庭を支える視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組んでいきます。

### 4. すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。また、子育てにおいて孤立化することのないよう、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

### 5. 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組んでいきます。

## 第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

### 1. 基本目標

#### 基本目標 1 地域における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

#### 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

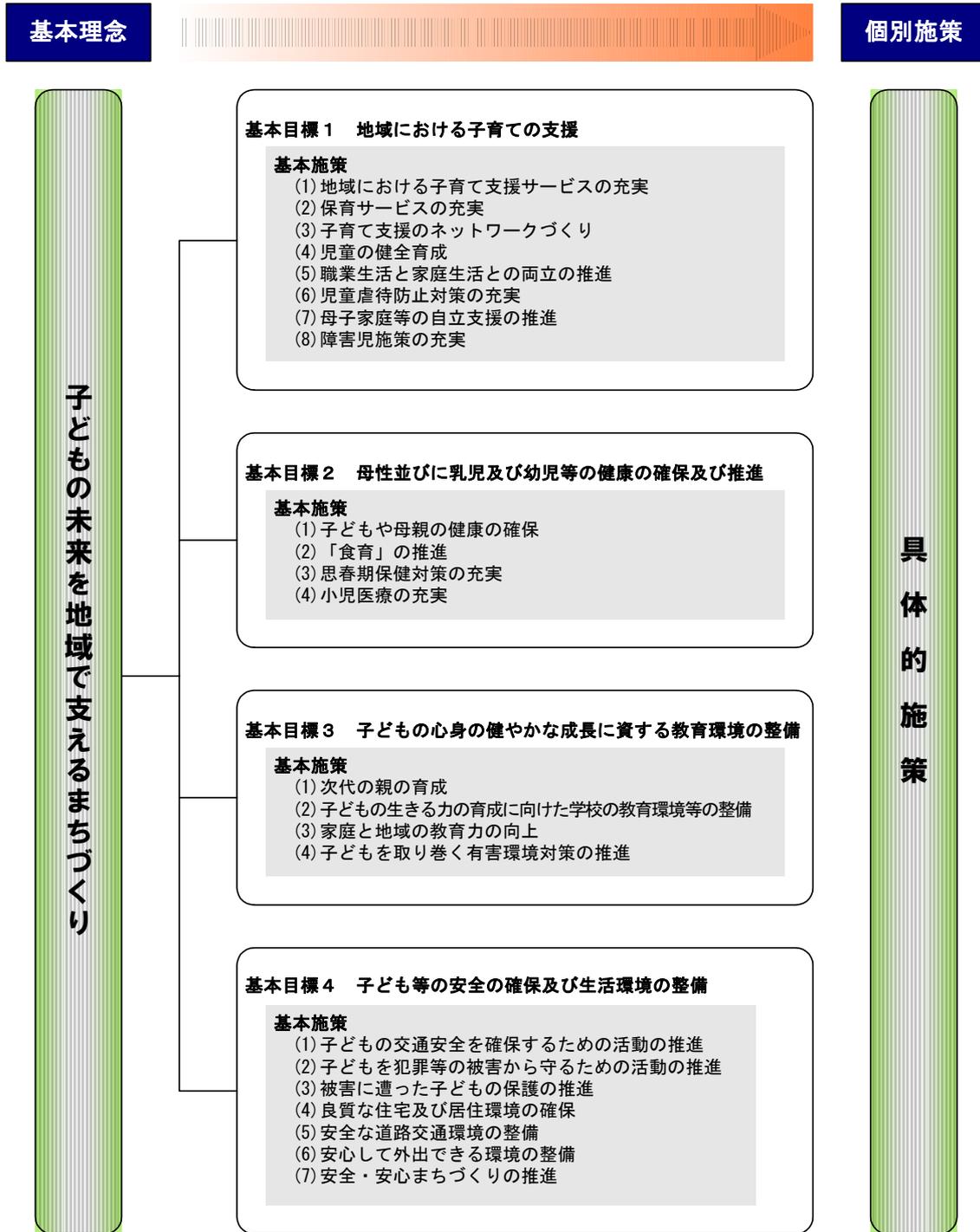
#### 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。

## 2. 施策体系図





## 第4章 個別施策の展開



## 基本目標 1 地域における子育ての支援

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

#### ア. 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において児童の養育を支援する事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問指導し、虐待のリスクの高い家庭や今後支援が必要となる母子の早期把握に努めます。また、乳幼児健康診査や相談において、育児不安・子育てストレスを持っている母親や発達遅滞が疑われる子どもについて、家庭訪問で個別対応します。	健康福祉課
養育支援訪問事業	様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行います。	健康福祉課
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等において保育を行う事業です。 現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室へ委託しています。 本事業の要綱等を整備し、事業の実施に努めます。	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	保育のサービスを受けたい人と保育の援助を行いたい人との連絡及び調整を行い、サービスを結びつける手助けを行う事業です。 現在のところ整備は困難で、「子育て支援拠点」で情報提供に努めます。	健康福祉課

イ. 保育園その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
放課後児童健全育成事業	<p>保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生を、放課後や夏休みに放課後児童クラブで保育を行います。現在、中山地区と伊草地区の2施設で保護者会により運営されています。</p> <p>他の小学校区の児童の利用については、他地区からの送迎等について検討していきます。</p>	健康福祉課
短期入所生活援助事業	<p>保護者が病気、疲労等で、家庭で一時的に保育できなくなった場合、乳児院、児童福祉施設等において児童を7日間程度預かる事業です。</p> <p>現在のところ、整備は困難で、「子育て支援拠点」で受入可能な機関を紹介し、情報提供を行います。</p>	健康福祉課
夜間養護等事業	<p>夜間勤務などの保護者のため、家で養育することが出来ない子どもを保育園で夜間に保育する事業です。</p> <p>現在実施しておらず、整備も困難な状況ですが、希望があるときは受入可能な施設の紹介や情報を提供します。</p>	健康福祉課
病児・病後児保育事業	<p>保護者の仕事等の理由により家庭での保育が困難な病気（病後）の児童を保育園や病院、診療所等で保育する事業です。</p> <p>現在実施しておらず、整備も困難な状況ですが、実施はニーズの状況により検討します。</p>	健康福祉課
一時預かり事業	<p>保護者の急用やりフレッシュのため、子どもを保育園で一時的に預かり、保育する事業です。</p> <p>現在、町立さくら保育園で実施していますが、1日平均5名程度の利用で、受け入れには余裕がある状態です。調査ではニーズがあるので、けやき保育園での実施については状況により検討します。</p>	健康福祉課
特定保育事業	<p>パート勤務などの保護者が家庭で保育できない子どもを週2、3日間、午前のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。</p> <p>現在は、一時預かり事業で対応しています。</p>	健康福祉課
幼稚園児に時間外に教育活動を行う事業	<p>在籍している幼稚園児を対象に、幼稚園が時間外に教育活動を行う事業です。</p> <p>現在実施しておらず、実施はニーズの状況により検討します。</p>	教育総務課

ウ. 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>保育のサービスを受けたい人と保育の援助を行いたい人との連絡及び調整を行い、サービスを結びつける手助けを行う事業です。</p> <p>現在のところ整備は困難で、「子育て支援拠点」で情報提供に努めます。</p>	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	<p>町立さくら保育園の中で広場型の地域子育て支援拠点事業を実施しています。子育て相談や子育て指導をはじめ、親子教室等の開催、子育て親子の交流の場を提供し、子育てサークルの育成支援を行っています。さらに、事業の充実を図っていきます。</p> <p>現在、1箇所事業を実施していますが、もう1箇所の整備については、県の子育て応援タウンの認定の要件でもあり、検討していきます。</p>	健康福祉課
相談及び情報提供体制の充実	<p>保護者を対象に気軽に子育て相談や子育て指導ができる環境の充実を図ります。</p> <p>また、町のホームページ上に「子育て支援総合案内」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図っていきます。</p>	健康福祉課

## (2) 保育サービスの充実

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
保育サービスの充実	<p>通常保育の定員の弾力化を図り、待機児童が発生しないようにします。また、家庭保育室や幼稚園の預かり保育等を活用していきます。一時保育等により多様なニーズに対応します。</p> <p>認定こども園制度の導入について検討します。</p> <p>保育の質の向上を図り、また、保育士の専門性を高めるよう努めます。</p> <p>利用者が必要とする保育サービスの情報を提供します。</p> <p>障害児については、健常児との統合保育を実施していきます。</p>	健康福祉課 教育総務課

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
子育て支援サービスのネットワークの形成	<p>子育て支援ネットワークの構築を図り、子育て家庭からの相談にすぐ応じられる情報を収集し、提供できる体制をめざします。</p> <p>子育てサークル作り等の助言・支援を行います。</p>	健康福祉課

## (4) 児童の健全育成

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
児童の健全育成	<p>地域において児童が遊び、学習、体験活動、地域住民との交流活動ができる居場所づくりについて検討していきます。</p> <p>主任児童委員、児童委員が地域において児童の健全育成や虐待防止の取り組み等、子どもと子育て家庭への支援を行います。</p>	健康福祉課
子育て支援における世代間交流	<p>子育て支援に高齢者等の参加を推進します。</p>	健康福祉課

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	<p>ワークライフバランスや子育て支援に対する町民の認識を高めるよう啓発します。</p> <p>父親に子育ての楽しさを知らせ、一層子育てに参加するよう意識を高めるため、普及啓発します。</p> <p>すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支えあう住民意識を高めるよう推進します。また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を行います。</p>	健康福祉課 総務課
	<p>労働者、事業主、地域住民等の意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報・啓発、情報提供などの施策を、商工会と連携をとり実施します。</p> <p>子育てと仕事の両立ができるように、労働者、企業の慣行や意識を変えるよう働きかけます。</p>	農政産業課 総務課
仕事と子育ての両立のための基盤整備	<p>保育サービスの充実、未整備の事業への取り組みを検討して、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。</p>	健康福祉課

## (6) 児童虐待防止対策の充実

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
関係機関との連携	<p>児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応する機能を持つ、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関との連携を図ります。また、地域との連携を密にして子どもの虐待を早期に発見し、子どもが安心して育っていける環境を整備するとともに虐待にあった子どもたちが、一刻も早く回復できるような体制を整備します。</p> <p>児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町、福祉事務所及び児童相談所へ通報するよう周知します。また、要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、関係機関とは連携を密に図っていきます。</p>	教育総務課 健康福祉課
発生予防、早期発見、早期対応	<p>子育て家庭が相談、交流できる「地域子育て支援拠点」の機能を充実させ、子育てに悩む人が孤立しないように支援します。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業により、虐待のリスクのある家庭や支援の必要な家庭の把握に努め、相談、支援を実施します。乳児健康診査の未受診児の状況を把握し適切な支援を行います。子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった子育てができるよう支援します。妊娠中から支援が必要な妊婦を把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。</p>	健康福祉課

## (7) **ひとり親**家庭等の自立支援の推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
<b>ひとり親</b> 家庭等の自立支援の推進	<p>母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定をふまえ、児童扶養手当、ひとり親等家庭医療費、交通遺児手当の支給、保育園への優先入園等、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。</p>	健康福祉課

## (8) 障害児施策の充実

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
障害児教育の充実	<p>障害のある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障害のない児童生徒と活動をともにする交流教育の充実を図ります。</p> <p>また、公立幼稚園、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。</p> <p>さらに、LD(学習障害)や ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。</p>	教育総務課
乳幼児健康診査の推進・障害児施策の連携	<p>保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や支援の統一が図れるよう障害児支援のネットワークを確立します。</p> <p>障害を早期に発見し適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。</p> <p>各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。</p>	健康福祉課

## 基本目標２ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保 及び推進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
乳幼児健康診査、新生児訪問、両親学級等の充実	<p>出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために新生児訪問等の充実を図ります。</p> <p>相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、職員研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。</p>	健康福祉課
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	<p>乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。</p>	健康福祉課
出産・育児等に関する教育・相談の充実	<p>安心して子どもを生み育てるために「マタニティ学級」、「育児学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。</p> <p>出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、妊娠届出時に、母体の状況等の聴取把握に努め、相談や訪問等適切な支援を行います。</p>	健康福祉課
妊娠期からの継続した支援体制の整備	<p>母子健康手帳交付時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談等を行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実に努めます。</p>	健康福祉課
子育て支援医療費の支給	<p>子どもが必要とする医療を容易に受けられるように、子どもの医療費の一部を支給する事業です。</p> <p>平成22年度から通院の対象年齢を拡大し、通院、入院とも15歳の年度末まで医療費の自己負担金を支給します。また、比企地区、川越市内の協定医療機関では「窓口払い不要」を実施しています。今後は協定医療機関の地域の拡大を推進していきます。</p>	健康福祉課

## (2) 「食育」の推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
「食育」の推進	<p>妊娠したときから、適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識を高めます。乳幼児では、食事に関する悩みや不安等に対して相談に乗りながら望ましい食習慣の定着を図ります。</p> <p>乳幼児健康診査や相談時に栄養士による指導を行うとともに、保育園や幼稚園、学校などの関連機関と連携をもち、朝食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者等家族全体へもアプローチし、家族全体で正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。</p>	健康福祉課
児童生徒の生涯にわたる心身の健康の保持増進	<p>児童・生徒が食生活を正しく理解し、望ましい食習慣を身につけるよう、食に関する指導を充実します。また、家庭と連携し、朝食を食べない子どもの割合を減少させます。</p> <p>保護者に対しては、給食試食会や給食だより等により、食に対する意識の啓発を図ります。</p> <p>さらに、給食に地元の農産物を取り入れることにより、地元農業や食への関心や理解を深めるよう努めます。</p>	教育総務課 農政産業課

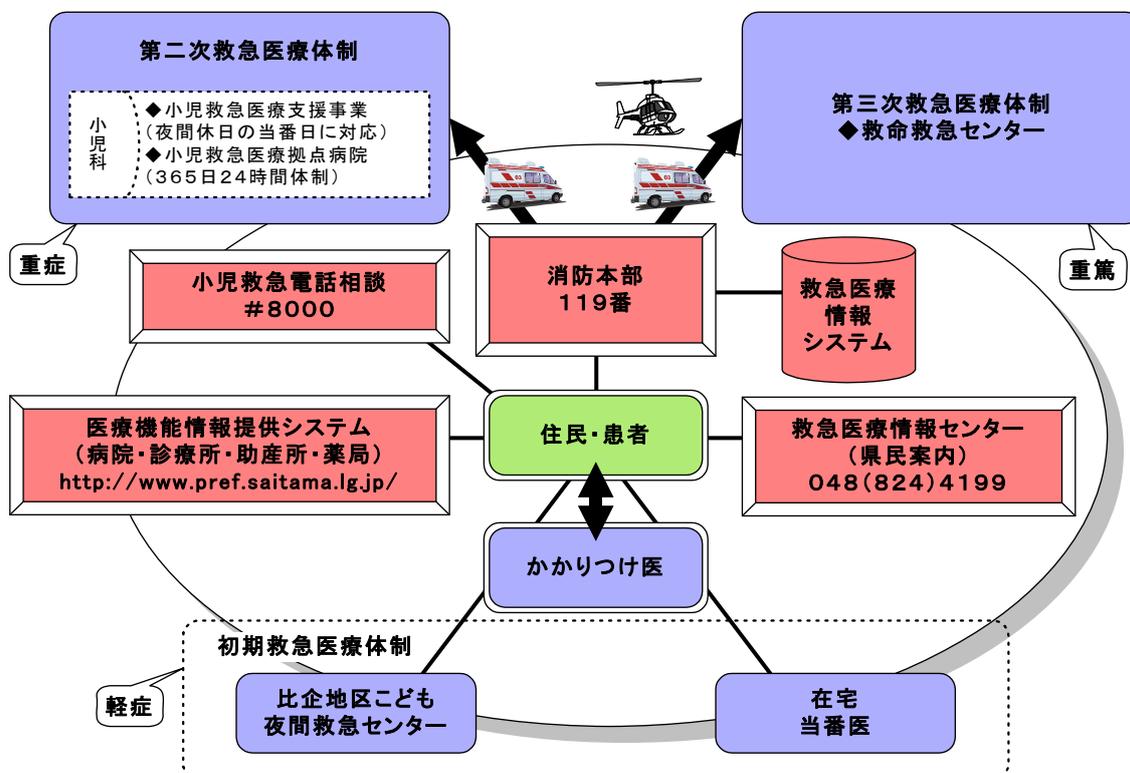
## (3) 思春期保健対策の充実

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
性・性感染症予防や思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	<p>保健センターと中学校が情報交換を図る等連携を強化し、保健福祉分野の課題を把握するとともに、相談体制の充実に努めます。</p> <p>養護教諭や教育相談員を中心に、友人関係やこころの悩み等の相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。</p>	健康福祉課 教育総務課
喫煙や薬物に関する教育	<p>中学校と連携し、喫煙や薬物に対する正しい知識を普及し、生徒の健康増進に努めます。</p>	健康福祉課

#### (4) 小児医療の充実

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
小児医療の充実	<p>小児初期救急医療体制について、圏域関係機関と検討します。また、救急医療体制の枠組みについて、住民にPRし理解を求めます。</p> <p>小児初期救急体制については、比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院として、平成18年5月から実施しています。小児初期救急医療については、「比企地区こども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い子育てを支援しています。第二次救急医療体制は、入院治療を必要とする重症患者に対応するもので、原則的には直接受診するものではなく初期救急医療施設からの搬送となります。</p>	健康福祉課
健康教室の実施の検討	<p>保護者が過度の不安や心配を抱かぬように、日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法を身につけられる健康教室の実施を検討します。</p>	健康福祉課

#### ■小児医療（小児救急）における医療連携体制



## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### (1) 次代の親の育成

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
次代の親の育成	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する教育、広報、啓発を関係機関と連携して推進します。	健康福祉課
小・中学生等と乳幼児等のふれあいの推進	中学生が、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるように、「親になるための学習」を実施します。 関係機関と連携を図り、地域の小・中学生が乳幼児とふれあう機会を検討します。	健康福祉課 教育総務課

### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
確かな学力の向上	<p>少人数指導だけでなく、本町ならではの多人数指導を取り入れる等、指導方法の工夫改善に努めています。</p> <p>AET、特学補助員を配置し、児童生徒一人ひとりの個性に応じて学べる学習環境を整備しています。</p> <p>さわやか相談員、部活動外部指導員を中学校に配置しています。</p> <p>中学校では、町内の事業所で3日間の社会体験活動を実施しています。</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていけるように、生きる力と豊かな心を育て、一人ひとりの良さや可能性を伸ばす教育を推進します。</p> <p>不登校児童及び生徒のためのスクーリング・サポートセンター川島を開設し集団への適応能力を養い、自立を促して学校へ復帰できるようサポートしています。</p> <p>学校評議員制度を活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進しています。</p>	教育総務課

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
豊かな心の育成	<p>地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の取り組みを充実します。</p> <p>幼児や児童・生徒が、生活しやすい場、遊びたくなるような環境の整備を推進します。</p> <p>乳幼児期からの読み聞かせ及びブックスタートを実践し、各小学校においては、ボランティアによる読み聞かせを実施し、情操教育の充実を図ります。乳幼児がお年寄りとふれあう場の提供を行います。</p> <p>親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取り組みを推進します。</p>	教育総務課 生涯学習課
健やかな体の育成	<p>家庭と連携を取りながら、基本的な生活習慣の育成を図ります。</p> <p>学校と家庭、地域が連携して、子どもたちの体力向上を推進します。</p> <p>運動部活動への地域の指導者を活用し、部活動の活性化を図ります。</p> <p>子どもが、さまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。</p>	教育総務課 生涯学習課
信頼される学校づくり	<p>教員の指導力を養い資質の向上に努めます。</p> <p>教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置、処遇、研修等に適切に結びつけます。</p> <p>学校評価制度の推進を実施します。</p>	教育総務課
学校施設の整備・充実	<p>幼・小・中学校施設の経年変化に対して計画的な維持管理を行います。</p> <p>授業内容の変化に対応し、教育環境の整備充実を図ります。</p>	教育総務課
幼児教育の充実	<p>幼稚園での様々な遊びを通して、人とのかわりがうまくなったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気づいたりすることで、小学校以降の学習の基盤をつくります。</p>	教育総務課

### (3) 家庭と地域の教育力の向上

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
家庭教育への支援の充実	青少年の健全育成を図るため、家庭教育のあり方についての重要性を考える学習機会の場として「家庭教育セミナー」の充実を図ります。 子育て中の親が、親として育ち、力をつけるため、「親の学習」を実施します。	生涯学習課
	乳幼児健康診査や相談などの機会を捉えて、生活習慣やしつけなどの悩みや不安などの相談の実施に努めます。	健康福祉課
地域の教育力の向上	すべての学校に「学校応援団」を組織し、地域の教育力の向上を図ります。	教育総務課
地域スポーツ環境の整備	生涯スポーツを推進するため、学校体育施設開放事業を実施しており、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場としてスポーツ団体に開放しています。 地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため公民館活動との連携や地域内のスポーツの場づくりの推進に努めます。	生涯学習課

### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	警察、学校、PTA、業者等関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。 情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルを学習させるための教職員の研修を計画します。	教育総務課
	携帯電話で接続できるインターネットの有害情報や、ネット上のいじめから子どもを守るためフィルタリングの普及推進を図ります。 子どもが有害情報にまきこまれないように、地域、学校、家庭で情報モラル教育を推進します。	健康福祉課

## 基本目標 4 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
交通安全教育の推進	<p>春、秋の全国交通安全運動、夏、冬の交通事故防止運動期間中の街頭活動等により交通事故防止運動を推進します。</p> <p>町交通安全母の会による保育園児、幼稚園児、小学生を対象とした交通安全教室を行います。町の行事のときに啓発用品、パンフレットの配布等を行い、啓発に努めます。</p>	町民生活課
	<p>警察と連携した交通安全教室の実施、交通指導員・保護者による立哨指導、学校教職員による登下校時の安全指導を充実します。また不良箇所については、通学路の安全点検を計画的に行い、関係機関と連携し、すみやかに改善を図ります。</p> <p>また、子どもを交通事故から守るため、警察、県、町、学校、地域、保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進します。</p>	教育総務課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシート着用の向上を図るためのパンフレット等の配布を行い、啓発に努めます。	町民生活課
自転車の安全利用の推進	児童・幼児と保護者対象の交通安全教室等で自転車の交通ルールや安全な乗り方を指導し、自転車の安全利用を推進します。	町民生活課

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公園施設等における死角をなくして犯罪の未然防止	公園施設等における外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し犯罪の未然防止に努めます。	都市整備課
ピッキング等侵入犯罪未然防止対策の家造りの推進	住宅建築においてピッキング等侵入犯罪未然防止対策を考慮し計画されるよう、建築事務の受付窓口としてチラシを置き、意識啓発します。	都市整備課
防犯灯の整備の推進	安心して暮らせる地域社会をめざし、夜間の犯罪を防ぐため防犯灯の設置を推進します。	町民生活課
子ども 110 番の家協力者連絡会	子どもが犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察及び関係機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。 また、子ども 110 番の家協力者連絡会の全体研修会等を行い、地域ぐるみの防犯を推進します。	総務課
見守り活動の推進	ボランティアによる見守り活動を推進し、子どもの安全や犯罪被害の防止に努めます。	総務課

## (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
被害に遭った子どものケアの推進	児童相談所、関係機関と連携をとり、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。 また、状況に応じて適切な専門機関につなげるように支援を行います。	教育総務課 健康福祉課

## (4) 良質な住宅及び居住環境の確保

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公営住宅情報のホームページでの提供	町のホームページに公営住宅情報を掲載し、広く住民に周知します。	都市整備課
シックハウス対策の啓発	窓口備え置きリーフレット等により、建築基準法によるシックハウスの規制等の知識の普及や啓発をします。	都市整備課

## (5) 安全な道路交通環境の整備

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
安全な道路交通環境の整備	実施計画を作成し、歩行者等が安全で安心して通行できる歩道整備等を計画的に進めます。	建設課

## (6) 安心して外出できる環境の整備

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザイン化	公共施設等の整備におけるバリアフリー等については「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めます。	都市整備課 政策推進課
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	既存の公共施設の増改築により、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビージェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めます。	政策推進課 生涯学習課

## (7) 安全・安心まちづくりの推進

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公園等歩行エリア安全確保のための整備・改修	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため、整備並びに危険箇所の点検・改修に努めます。	都市整備課

## 第5章 特定事業の目標設定



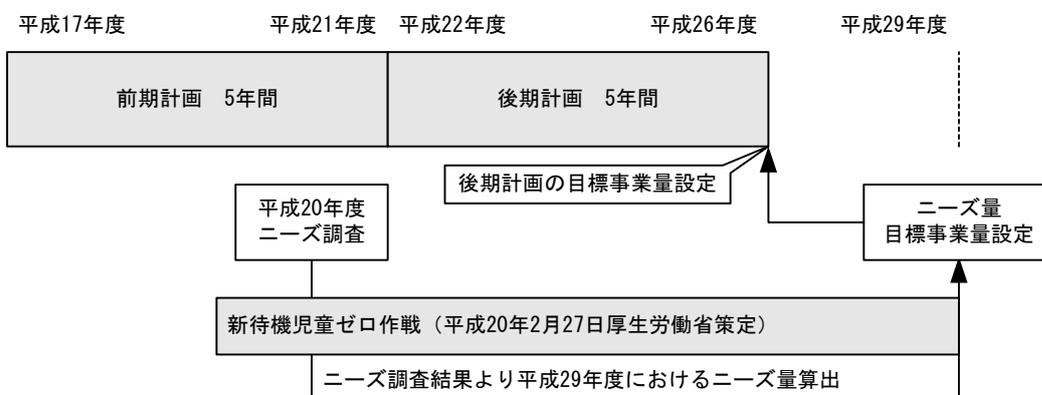
## 第1節 特定事業のニーズ量

次世代育成支援行動計画では、保育サービス、放課後児童健全育成事業、その他の次世代育成支援対策に係る事業について、国から定量的目標事業量の設定が求められているため、次の事業について設定しました。

1. 通常保育事業
2. 延長保育事業
3. 夜間保育事業
4. トワイライトステイ事業
5. 休日保育事業
6. 病児病後児保育事業
7. 放課後児童健全育成事業
8. 一時預かり事業
9. 地域子育て支援拠点事業
10. ファミリー・サポート・センター事業
11. ショートステイ事業

この目標事業量については、平成20年に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」結果より算出<sup>1</sup>したニーズ量を基に設定しています。

また、これら目標事業量については、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）」の最終年度である平成29年度を達成年次とし、後期計画における目標事業量については、平成29年度までに達成することを目標に、現状のサービス基盤の設置状況等を踏まえ設定しています。

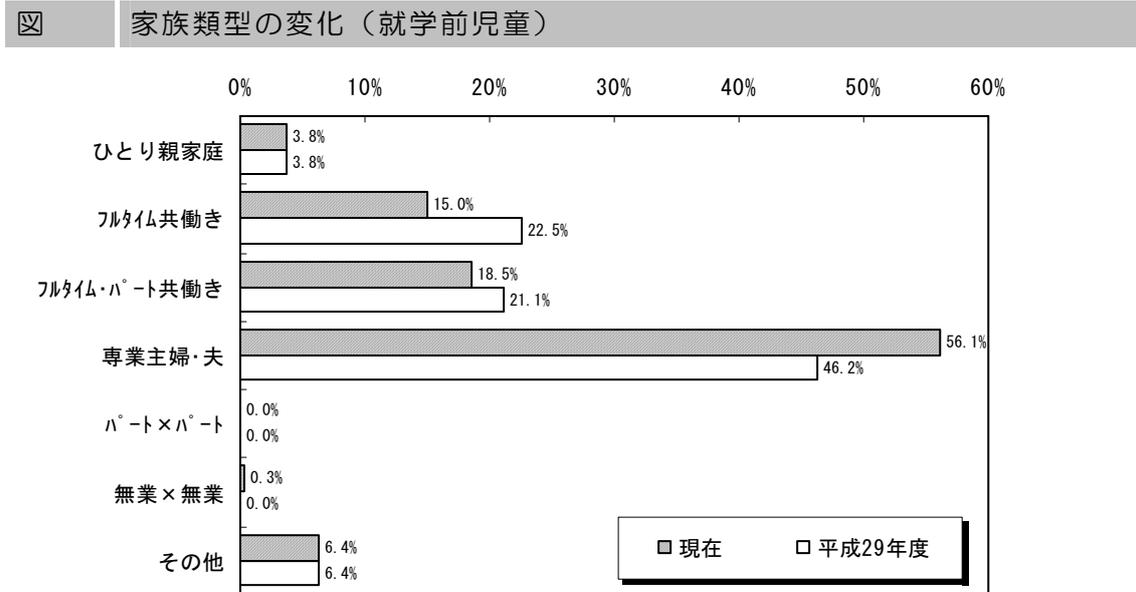


1 ニーズ量は、厚生労働省の算出方法を用いて行っています。

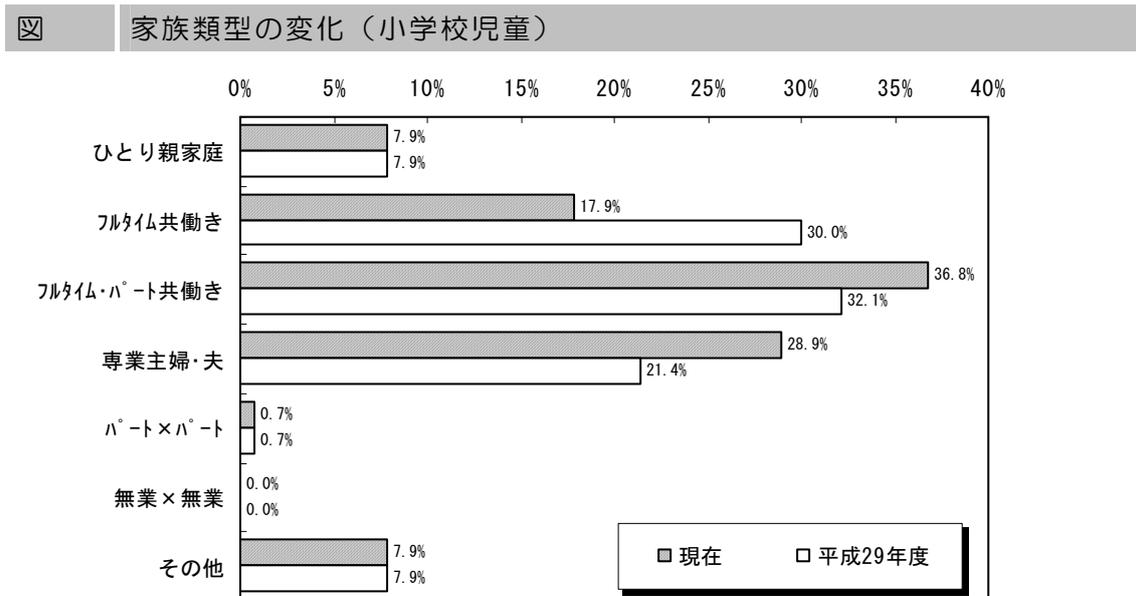
## ■ 家族類型の変化

平成 29 年度の保育サービスニーズ量は、ニーズ調査結果から今後の母親の就労希望による就労形態の変化を見込んで算出しています。

ニーズ調査結果から**求められる**、現在の家族類型（父親や母親の就労形態の組み合わせ）及び平成 29 年度の家族類型をみると、母親の今後の「フルタイムへの転換希望」や「未就労者のパート、フルタイムへの就労希望」により、共働き世帯が増加すると思われます。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 346）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（小学校回答者数 280）

### ■平成 29 年度の推計人口とニーズ量

平成 29 年度の保育サービスニーズ量は、人口推計から求められる平成 29 年度の 0～8 歳児数をもとに算出しています。

年齢	平成 29 年度推計人口
0 歳児	94 人
1 歳児	109 人
2 歳児	117 人
3 歳児	125 人
4 歳児	133 人
5 歳児	137 人
6 歳児	143 人
7 歳児	147 人
8 歳児	149 人

資料：健康福祉課

### ■ニーズ調査結果から求まるニーズ量及びサービス利用率

ニーズ調査結果から求められる、平成 29 年度における保育サービスのニーズ量及び利用率は以下のとおりとなります。

事業名	ニーズ量	サービス利用率
通常保育事業	0～2 歳児 50 人	0～2 歳児 15.5%
	3～5 歳児 132 人	3～5 歳児 33.5%
延長保育事業	0～5 歳児 148 人	0～5 歳児 20.8%
夜間保育事業	0～5 歳児 22 人	0～5 歳児 3.0%
トワイライトステイ事業	0～5 歳児 5 人	0～5 歳児 0.7%
休日保育事業	0～5 歳児 61 人	0～5 歳児 8.5%
病児・病後児保育事業	0～5 歳児 2,437 人・日	—
放課後児童健全育成事業	6～8 歳児 79 人	6～8 歳児 17.9%
一時預かり事業	0～5 歳児 7,238 人・日	—

※地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ事業のニーズ量については、ニーズ調査からは算出できません。

## 第1節 特定事業の目標事業量

特定事業について、平成29年度のニーズ量を勘案し、現在の利用状況を含め、平成26年度の特定事業にかかわる目標事業量を設定しました。

### 1. 通常保育事業

#### 事業の内容

保護者が就労又は、疾病などにより家庭において保育することができない子どもを午前7時30分から午後6時30分までの11時間、保育園で保育を行うものです。

#### 事業の方向性

現在、低年齢児は定員を満たしているが、待機児童はいない状態です。今後とも少子化の傾向が続くと思われ、現在の定員を維持しつつ、必要な時には拡充にも対応できるよう努めます。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
0～2歳児 利用人数 58人	0～2歳児 定員数 56人
3～5歳児 利用人数 121人	3～5歳児 定員数 156人

### 2. 延長保育事業

#### 事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の11時間の開所時間の前後30分以上を通常保育とは別に保育を行うものです。

#### 事業の方向性

現在、保育時間11時間のうちの早朝、夕方の利用者は2園合わせて90人ほどです。ニーズ調査ではニーズ量が多いので、利用者の動向を精査し、事業の開始を検討します。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
—	0～5歳児 定員数 120人 実施箇所数 2か所

### 3. 夜間保育事業

#### 事業の内容

夜間勤務などの保護者のため、保育園において夜間に保育を行うものです。

#### 事業の方向性

現在実施しておらず、整備も困難なため、今後の動向をみて検討します。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
—	実施検討

### 4. 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

#### 事業の内容

保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となる場合、児童養護施設などにおいて一時的に預かるものです。

#### 事業の方向性

現在実施しておらず、ニーズもないため、今後のニーズの動向をみて検討します。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
—	実施検討

## 5. 休日保育事業

### 事業の内容

日曜、祝日勤務などの保護者のために、保育園において休日に保育を行うものです。

### 事業の方向性

現在、土曜日の保育は2園合わせて17名ほどが利用しています。ニーズ調査では利用者したい人は61人でしたが、実際の利用希望をよく把握し、実施を検討します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
—	実施検討

## 6. 病児・病後児保育事業

### 事業の内容

児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育園・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うものです。

### 事業の方向性

ニーズ調査では、ニーズ量が多数ありましたが、事業を整備するのは困難で今後の動向の推移をみて検討します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
—	実施検討

## 7. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 事業の内容

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を、放課後や夏休みなどに放課後児童クラブで保育を行うものです。

### 事業の方向性

現在、2施設で保護者会により運営されています。今後、他の小学校区の児童の利用について、送迎等検討していきます。

### 現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
6～12歳児 利用者数97人 実施箇所数2か所	6～12歳児 定員数95人 実施箇所数2か所

## 8. 一時預かり事業

### 事業の内容

専業主婦などが育児疲れ解消や急な用事などのため、一時的に保育ができないときに保育園で子どもを預かるものです。

### 事業の方向性

現在、1園で実施しており、利用者は1日4～5人です。ニーズ調査ではニーズ量が多数ありましたので、動向をみてもう1園でも事業を開始するか検討していきます。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
0～5歳児 延べ813人 実施箇所数1か所	0～5歳児 5,000人・日 実施箇所数2か所

## 9. 地域子育て支援拠点事業

### 事業の内容

保護者同士、子ども同士のふれあいの場や子育て不安などに対する相談指導、情報提供、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものです。

### 事業の方向性

現在1園で実施しているが、もう1園の実施についても、県の「子育て応援タウン」の認定の要件でもあり、検討していきます。

### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
実施箇所数 1 か所	実施箇所数 2 か所（ひろば型）

## 10. ファミリー・サポート・センター事業

### 事業の内容

保育などの援助を受けたい人で行いたい人を会員とする相互援助活動組織により、保育園、学童保育所などの開始前、終了後に子どもを預かったり、送迎したり、又は保護者の外出などのときに一時的な預かりなど育児についての助け合いを行うものです。

### 事業の方向性

現在、実施しておらず、整備も困難なため、今後のニーズの動向をみて検討します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
—	実施検討

## 1.1. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

### 事業の内容

保護者が病気になった場合などに乳児院、児童養護施設などにおいて児童を短期間（7日間程度）預かるものです。

### 事業の方向性

現在、実施しておらず、整備も困難な状況です。利用希望者があるときは機関の情報を提供します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
—	実施検討



## 第6章

# 次世代育成支援対策の推進体制



## 1. 取組方針

本計画は、川島町の少子化対策及び子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

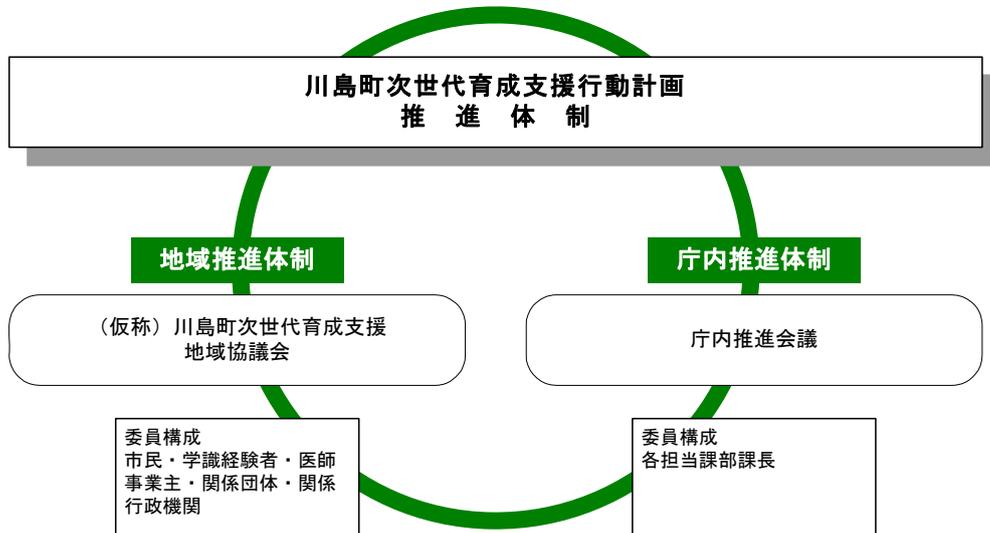
また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという観点から、川島町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

## 2. 庁内推進体制

庁内の関係各課からなる「庁内推進会議」を引き続き組織し、事業実施に伴う調整や毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。

## 3. 地域推進協議会の設置

町民の代表や学識経験者、関係機関からなる「(仮称)川島町次世代育成支援地域協議会」を組織し、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。



#### 4. 計画の進捗管理と点検・評価

本行動計画の推進にあたっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、庁内の関係各課からなる「庁内推進会議」において、関係課の連携の基に、毎年度実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、町民や各関係団体等の意見を反映させるため、「(仮称)川島町次世代育成支援地域協議会」を組織し、多くの町民の声を生かせるように広報や町のホームページ等を活用した意見の収集に努め、本行動計画の評価、改善を継続的に進めていきます。

さらに、この計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、利用者の視点に立った声を生かせるよう町民に意見聴取を求め、計画の実行性や見直しの検討に努めます。

##### ■進捗管理と点検・評価

推進施策	目標	所管課
庁内推進会議	年2回	健康福祉課
(仮称)川島町次世代育成支援地域協議会	年1回	健康福祉課
広報・町のホームページ等を活用した情報公開	年1回	健康福祉課
利用者の視点に立った意見聴取	年1回	健康福祉課

##### ■利用者の視点に立った評価指標(案)

利用者の視点に立った子育ての評価指標
子育てに関して不安感や負担感をもつ保護者の割合
希望した時期に保育サービスを利用することができたと感じる割合
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合
仕事と子育ての両立が図られていると感じる割合
地域の子育て環境が安全で安心であると感じる割合
子育て環境が整っていると感じる割合 等